

土木環境委員会記録

＜第2号＞

令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）

令和7年9月30日（火曜日）

沖縄県議会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和7年9月30日 火曜日

開会 午前10時1分

散会 午後6時28分

場所

第2委員会室

議題

- 1 乙第15号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 2 乙第9号議案 工事請負契約について
- 3 乙第10号議案 通信線損傷事故に関する和解等について
- 4 請願令和6年第6号外5件及び陳情令和6年第72号の4外62件

出席委員

委員長	仲	里	全	孝
副委員長	糸	数	昌	洋
委員	喜	屋	武	力
委員	大	屋	政	善
委員	下	地	康	教
委員	又	吉	清	義
委員	中	川	京	貴
委員	山	内	末	子
委員	新	垣	光	栄
委員	比	嘉	瑞	己

委 員 瑞慶覽 長 風

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

企画部県土・跡地利用対策課班長	名 嘉 健
環境部環境整備課班長	金 城 孝 一
農林水産部農林経済課主幹	長 濱 泰
文化観光スポーツ部観光振興課班長	大 城 陽 子
土木建築部長	砂 川 勇 二
技術・建設業課長	大 湾 朝 亮
道路街路課長	砂 辺 秀 樹
道路管理課長	安 里 瞩 也
道路管理課沿道景観推進室長	下 地 建
河川課長	川 上 呂 二
海岸防災課長	又 吉 一 誠
港湾課長	高 良 亨
空港課長	大 城 和 嘉
都市公園課長	喜 納 久
建築指導課長	知 念 秀 起
住宅課長	具 志 堅 公 子

○仲里全孝委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、土木建築部長外関係部局長等の出席を求めております。

まず初めに、乙第15号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 本日は、スマートディスカッションに掲載されております資料1、議案説明資料土木環境委員会及び資料2-1から2-3により、御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料1、議案説明資料土木環境委員会を御覧ください。

表示されましたでしょうか。

続きまして、1ページを表示同期します。

乙第15号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用料の額の適正化を図る等の必要があるため、沖縄県港湾管理条例の一部を改正するものであります。

なお、マリーナ使用料については、2月定例会に使用料改定の条例案を提出いたしましたところ、利用者の理解を得る努力が必要である等の理由から継続審査となり、その後撤回した経緯がございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○高良亨港湾課長 資料2-3により御説明します。

本条例案は宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用料を改定する等の内容となっております。

1ページを御覧ください。

1ページは両マリーナの概要及び所在地を示すものとなっております。

2ページを御覧ください。

今回の具体的な改定内容となっております。

上段は使用料全体の説明です。これまでの利用者との意見交換、アンケートの結果を踏まえ、使用料の改定水準を前回提案から見直すことといたしました。

陸置き・海上係留使用料について、宜野湾港マリーナは約180%としていたものを約160%、与那原マリーナは約160%としていたものを約150%に見直します。

また、年額の使用料については、県内に住所を有する者を対象に、さらに20%を割り引いた額といたします。

これにより、県内在住者の年額使用料は、宜野湾港マリーナで約130%、与那原マリーナで約120%といたします。一方、クレーン使用料、船台レンタル使用料等については、収益確保の面から改定の水準を約200%といたします。

以上の改定について、令和8年4月以降の許可から適用することを考えております。

2ページの下段を御覧ください。

宜野湾港マリーナにおいては、現在使用料の単位を1艇当たりとしておりますが、これを1区画当たりに改定することとしております。

これは、双胴船、いわゆるカタマランと呼ばれる幅の広い船について、通常の船舶2隻分のスペースを使用するにもかかわらず、現在は1隻分の使用料のみを徴収しているものを、与那原マリーナと同じく1区画当たりとすることによって2区画分を徴収するように改めるものです。

なお、使用料水準の改定も合わせると改定幅が大きくなることを考慮し、激変緩和として令和8年度中に限っては使用料を2区画分ではなく1.5区画分とする特例を定めております。

3ページを御覧ください。

3ページ上段は宜野湾港マリーナに限るものですが、給水・給電・給油施設使用料についてです。

2月の改正案では、これら使用料を廃止し、附帯施設使用料として陸置き等使用料の10%を一律で徴収することとしていましたが、利用者の意見を踏まえ、使用の都度徴収する従来の方式を継続することとし、その額についても現状より低い額に改めることといたしました。

加えて、近年は常時電力を必要とする船舶が増えていることを考慮し、給電施設について1か月単位の使用料を新設しております。また、給油施設使用料については廃止いたします。

宜野湾港マリーナでは、ほかに船台置場使用料を新設いたします。

船台とは、船を陸置きする際に必要となる台のことで、陸置きの利用者は各自で用意し、海上係留の利用者が一時的に使用する場合等にはマリーナの利用する船台を利用するのが一般的ですが、このときに自分の船台を持ち込みたいという利用者のニーズがあることを踏まえ、船台のみを保管するための使用料を新設するものです。

なお、与那原マリーナには既に船台置場使用料が設定しております。

下段は駐車場使用料についてです。

普通自動車の駐車場使用料は、現在1日当たり300円となってますが、これを1時間当たりの使用料に改めることとし、その額は、上限を1時間当たり

300円、24時間当たり1000円とし、具体的な額は規則で定めることとしております。

駐車場の使用状況は周囲の駐車場料金等によって大きく変動するため、それに対応するためこのように定めることといたしました。

そのほか、クレーンの設置によって使用されなくなった揚降機、いわゆるウインチの使用料を廃止することとしております。

4ページを御覧ください。

4ページ上段には、以上の改定案を踏まえた具体的な使用料の例を示しております。表は左から順に、2月の提案時の使用料、今回提案の使用料、今回提案の県内在住者の使用料となっております。

4ページ下段は、利用者との意見交換の状況についてです。利用者に対しては、6月上旬に説明会を開催し、利用者意見やアンケート結果を踏まえて新たな案を策定することを御説明いたしました。

その後、6月19日から7月14日にかけて、利用者に対するアンケート調査を実施いたしました。アンケートは利用者向けに案内を郵送し、インターネットで回答する形で、115件の回答がありました。

利用者説明会で出た意見やアンケート調査の結果を踏まえ、新たな改定案を作成し、その改定案について8月下旬に再度利用者説明会を開催したところです。

5ページを御覧ください。

5ページはアンケートの結果の概要です。上段の左は、県内在住者向けの割引を導入すべきか否かについての質問で、約63%の方が導入すべきと考えているという結果になりました。

上段の右は、使用料水準について、施設の改善は最小限とし、使用料の水準をできるだけ低くするという考えが全体の約76%となっております。

下段は宜野湾港マリーナに限ったもので、左は給水・給電使用料について使用するたびに使用料を支払う形のほうがよいという意見が約59%で多数となっております。

また、右は、双胴船の使用料を通常の船2隻分とすることについて、段階的に移行することを含めて約64%の方がそのような意見となっています。これらの意見を新たな改定案に反映いたしました。

6ページを御覧ください。

6ページ上段は、使用料改定以外の収入確保策についてです。

利用者説明会やアンケートでは「使用料の改定以外にもマリーナの収入確保に向けた経営努力を行うべきだ」という意見がありました。

県としましては、マリーナ内の配置を見直して陸置きできる船を増やし、使用料収入の増加を図るほか、指定管理者と連携してマリーナでイベントを積極的に呼び込み、土地使用料や来場者の駐車場収入の増加を図るなどの增收策を取ることとしております。

6ページ下段は、使用料改定後のマリーナの収支見込みについてです。

現在、宜野湾港マリーナは約1.2億円の収入不足があり、一般会計から繰入れを行っておりますが、今回の条例改正により使用料収入が約1億円増加する見通しとなっております。

これに加え、経営努力により0.2億円の增收を図り、一般会計繰入れを解消し、独立採算性を確保したいと考えております。

与那原マリーナについても、こちらは令和9年度の予測で0.4億円の収入不足が見込まれることから、条例改正により使用料収入が0.3億円増加するほか、経営努力で0.1億円の增收を図り、一般会計繰入れを解消し、独立採算性を確保したいと考えております。

7ページは用語の説明、8ページ以降は詳細な使用料の改定に関する表となっております。

以上で、乙第15号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力を願ひいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力を願ひいたします。

質疑はありませんか。

大屋政善委員。

○大屋政善委員 何点か質疑をしていきたいと思います。

与那原、宜野湾港両マリーナは昨今非常に厳しいということでありましたが、この前、現地を視察させてもらいました。やはり向こうの施設、指定管理

のオーナーから聞いても、全国的にもすばらしいマリーナであると非常に評価されていると聞いております。

値上げについての先ほど説明がありましたが、理解はしておりますが、値上げすることによって、まず、この皆さんの中出しの分がゼロになるということで理解してよろしいか。

それと使用料を上げることによって、それは理解はしておりますが、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

ちょっと違いますが、今現在、この敷地内、港湾とか漁港辺りは持ち主が不明の船が結構多いんですよね。マリーナにはこういったものはないのか、放置艇はないのかどうか、この2点だけお聞きします。

○高良亨港湾課長 ありがとうございます。

最初の質問、この資料2-3の6ページの下のほう、使用料改定後の収支見込みというところで、宜野湾港マリーナ、与那原マリーナというところで収支不足見込み、一般会計繰入れが1億2000万。それが令和7年度ではこの使用料の増と、さらには増収の努力というところで1.2億円解消されると。

与那原マリーナにつきましても、下のほう、令和9年度の予測ということで今一般会計からの繰入れが0.4億円、4000万ですが、右のほうに行きまして改定後、使用料の増の3000万、その他増収努力、1000万ということで、合計0.4億円ということで、一般会計の繰入れは解消されるというところで考えてございます。

続きまして、マリーナの放置艇につきましては、令和5年3月時点で、36隻がございます。最新の情報では20隻ということで、指定管理者のほうもそういう努力といいますか、その持ち主を特定しまして、今減ってきているという状況でございます。

以上です。

○大屋政善委員 今放置艇が36から20隻という答弁がありましたが、これ今からどういう、何て言いますかね、船主は分かって、これを相談して片づけさせてもらうということで理解していいのか。皆さんじゃなくてあくまでも船主が。

○高良亨港湾課長 現在、指定管理者の動向もございまして、今減少しているというところですが、ほかの港、港湾課が今管理してございますのが38港ございます。

そこも権限移譲している各市町村、指定管理と連携しまして、この船の持ち主、所有者の特定、あと撤去命令等の通知の取組を行っていると。

これは、国のほうも、そういう施策で全国的にございますので、その辺の取組事例も参考にしながら、この辺は取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○大屋政善委員 ぜひ急ぎで解決してもらいたいと思います。

終わります。

○仲里全孝委員長 大屋政善委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、このアンケート調査のほう、先ほどの資料の5ページになりますかね。よろしくお願ひします。

そして職員の皆さん、本当にこの問題、アンケート調査、そしてこの委員会での意見を踏まえて、しっかり整えたことを感謝申し上げます。

そして県民の20%減も、私はよかったですのではなかなと思っています。

それで、その部分で、今回このアンケート調査では、宜野湾のほうはなかなか、6.8%ということで、グレードアップに関して、料金の改定に関しては、船主さんの部分を取り入れて最小限度のほうに抑えたと思うんですけども、このグレードアップの部分、与那原に関しては23.1%。料金が高くて、少し設備面とか、使いやすさとかグレードアップしていただきたいということがありましたけど、それにはどういうふうに皆さん対応していく考え方でしようか。

○高良亨港湾課長 この両マリーナ、意見交換も令和4年度から数回させていただいてございます。

アンケート、このような結果になってございまして、使用料の水準ということでございますが、この宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ、この結果で今回ということになってございますので、今後この使用料改定後、順次、使用料は、水準はそのままなんですが、この利用者、オーナーさんとまたいろんな意見交換しながら、その辺りは段階的にでもいいので、そういう与那原マリーナ23%ですかね。実際意見交換しながら、どの方向性がいいのかということで今後取り組んでいく課題、検討になるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○新垣光栄委員 今後取り組んでいくということで、私は、店舗もそうなんですけども、やはりリニューアルしながら、お客様が飽きないようにと言つたらちょっとおかしいんですけど、ニーズに応えていくというのがすばらしい施設だと思っております。その部分で、お客様の言うことを、使用者の言うことを聞きながら改善していくというんですけども、そこに資金がないといけないと思います。

今の皆さんの資金計画ですと、繰入額が収入不足分の1億2000万円を解消したと。そして、与那原に至っても4000万を解消したんで、これで減額してよかったですということにはなっているんですけども、その部分で、今累積の赤字はどれぐらいあるのかお伺いします。両方です。令和7年度末でどれぐらい想定しているのか。

○高良亨港湾課長 一般会計からの繰入額の累計、令和6年度までというところで一般会計の繰入額の合計は約30億。これが宜野湾港マリーナ。与那原マリーナにつきましては、繰入額が約7億円というふうになってございます。

以上です。

○新垣光栄委員 一般会計からもう繰入れは、今後あってはならないと思います。そういった意味で、しっかりこの設備投資の金額も積立てしないといけないと思いますので、しっかりその辺を、この改定終わった後にしっかり経営計画、修繕計画等もしっかり立てていただきたい、今後の運営にしっかりやっていただきたい。

今本当に、今回の指定管理者、すばらしい業者さんだと思っております。そういった意味では今がチャンスではないかなと思っております。この一、二年が勝負ではないのかなと思っておりますので、しっかりこの指定管理者のプロの方々の運営も参考にしながら、また県の方針もつけ加えながら、経営計画をしっかりこの一、二年で立てていただきたい。要望をどう考えているか。

そしてもう一つは、今そういうマリーナを使いたいという要望の方もまだ後ろに二、三百人残っているということですので、そういった泊めたくても泊められない方々のアンケートも、しっかり取っていただきたいと思いますので、この2点をどのように考えているか、お願ひいたします。

○高良亨港湾課長 質問の今後の経営努力というところでございますが、県と

しましては、地元宜野湾港マリーナでは宜野湾市、与那原マリーナについては与那原町、それぞれ拠点となってございますので、相当ポテンシャルがあるというふうに考えてございます。その辺りで、県、地元市町村、指定管理者で、それぞれ意見を聞きながら、地域で——海洋レクリエーションの拠点となるということで整備してございますので、その辺り意見交換もしながら、今後双方とも東のマリーナ、西のマリーナというところでもございますので、その辺は地域連携しながら取り組んでいきたいというところでございます。

○新垣光栄委員 しっかり経営計画を、しっかり立てていただいて進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○高良亨港湾課長 すみません、先ほどの最後の待機者へのアンケートというところで、この辺りも今後取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありますか。

下地康教委員。

○下地康教委員 執行部の皆さん、お疲れさまでした。

今回のこの件に関しましては、様々な議論をしていただきまして、それで、それに対してまた執行部の皆さんが、いろいろ現場踏査等をしっかりとやっていただきて、我々としても、非常に現場をくまなく観察することができたという意味で本当にありがとうございます。

まず基本的な質問なんですけれども、まずこの施設の宜野湾、それと与那原マリーナの整備目的というのを教えてください。

○高良亨港湾課長 宜野湾港マリーナについての目的でございます。宜野湾港マリーナにつきましては本島中部西海岸に位置しまして、背後に宜野湾市、浦添市及び那覇市等の都市圏を擁する県内初の公共マリーナということでございまして、昭和62年に開催された海邦国体のヨット競技として整備され、その後は県民の海洋性レクリエーション拠点として利用されて、それが海洋性レクリエーション拠点の整備というところが目的ということになってございます。

与那原マリーナについても、同じように、沖縄観光の振興に資する沖縄本島

東海岸の海洋性レジャーの拠点の整備というところで、浮き桟橋等の整備を行うというところを目的としてございます。

以上です。

○下地康教委員 このマリーナの事業というのは、宜野湾においては国体を契機に、県民の海洋レジャーに関する振興といいますか、それを盛り上げていこうという形で整備されたというふうに理解します。

それとまた、与那原マリーナに関してはこれMICEの関係もあると思いまして、やはりその地域の振興・発展、それと海洋レジャー、やはり世界といいますか、日本に誇るようなMICEの計画の中でそのマリーナを位置づけて、海洋レジャーを振興させていくというふうに今理解をしました。

それで、この事業というのは、そもそも特別会計で仕組んだという事業でありますけれども、この特別会計で仕組んだその根拠、法的根拠も含めて、なぜ特別会計でやっているのか、また特別会計でやらなければならなかつたのかという、その事業の内容を御説明してもらえますか。

○高良亨港湾課長 宜野湾港マリーナ、与那原マリーナのように埋立てを行って整備する港湾につきましては、地方財政法第6条で公営企業として特別会計を設置しなければならないと、その経費は原則としてその経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないというふうに定めてございます。

以上です。

○下地康教委員 これは埋立事業といいますか、埋立てが絡んだことによつて、特別会計を適用したという理解でよろしいですか。

○高良亨港湾課長 そこで、またその次に地方財政法第6条。さらに地方財政法施行令第46条というのがございます。その中で7、港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）というところで、ここで港湾整備事業の埋立事業というのがございますので、特別会計を充てているというところでございます。

以上です。

○下地康教委員 そうしますと、この事業というのは港湾事業のメニューで整備をされたという理解でよろしいですか。

○高良亭港湾課長 埋立事業というところで理解してございます。
以上です。

○下地康教委員 先ほどの答弁と合わせますと、この事業をなぜ特別会計でやっているのかというと、港湾事業であるということと、それと埋立てが発生をすると。

つまり私の理解では、埋立てをしたその費用を、この事業をもって解消していくという理解でよろしいですか。

○高良亭港湾課長 そのように埋め立てて、それを返していく。さらにまたその土地を売るという事業もございますので、そのような理解でよろしいかというふうに考えております。

以上です。

○下地康教委員 このマリーナの埋立てした、造成をした用地というのは、売却した用地があるのか、またそれとも売却を予定している用地があるのか、聞かせてください。

○高良亭港湾課長 このマリーナに関しましては、そういう計画はございません。

以上です。

○下地康教委員 つまり、このマリーナの事業というのは、埋立事業をしたと。それに伴うその事業費を、マリーナの使用料で回収をしていくという事業と。要するに造成、売却というのではないという理解でよろしいですね。

○高良亭港湾課長 そういう考えです。
以上です。

○下地康教委員 つまりこの事業というのは、もちろん事業の目的というのは先ほどお聞きしたとおりなんですかけれども、要するに会計という仕組みの中では特別会計を導入すると。つまり造成した用地、また整備された費用、それを利用者からの利用料金で賄っていくと。それで採算性を合わせていくという事業、そういう理解でよろしいですか。

○高良亨港湾課長 そのように考えてございます。

○下地康教委員 ではなぜ赤字が発生しているという中で、赤字が発生しているという事業の中で、繰入れをしなければならないというのは、これはどういうことですか。

○高良亨港湾課長 このほうはまず歳入・歳出というところがございますが、現時点においてはこの歳入、使用料がメインでございますが、その使用料を入れた歳入と、出していく歳出、これは起債の償還が主でございますので、そのバランスのほうが今、歳出のほうが大きくなっています、その差額分を一般会計から繰り入れているということがずっと今継続しているというところです。

以上です。

○下地康教委員 今起債という話が出ましたんですけども、起債の要するに償還ですよね。その宜野湾港、それと与那原、その起債の償還年数というのはいつを設定されているのですか。何年ですか。

○高良亨港湾課長 宜野湾港マリーナにつきましては令和27年度で、与那原マリーナにつきましては令和37年度となってございます。

以上です。

○下地康教委員 これ長過ぎないですか。普通、起債の返還年度というのは、おおむね20年というふうに理解をしているんですけども、これ何でこんなに長いんですか。

○高良亨港湾課長 まずハード整備をして、耐用年数というところから年数、当初に起債計画を立てるというところでございます。

以上です。

○下地康教委員 これ要するに、本来ならば供用開始をしてもう40年近く起債償還をすると。これなぜ。起債の償還の基準というか、法的な根拠というのはどこにあるんですか。

○高良亨港湾課長 起債につきましては地方財政法でございまして、令和

27年、37年という長期間につきましては、宜野湾のほうは、昭和62年供用開始はしてございますが、当初のほうはもうほとんどないかと思います。

新たにそのあと平成13年、2000年台ですか、初めのほうに。さらにこの追加の施設整備をしてございますので、その追加整備のほうがメインになっていくというふうに考えてございます。

以上です。

○下地康教委員 まずその起債、要するに借りたお金を返還していくという形なんですが、今の経営状況を見るともうほとんど赤字ですよね。繰り入れていると。ということは、要するに起債の償還も一般財源から繰り入れをしているということですよね。ということは、皆さん方、要するに特別会計をどのように捉えているのかと。つまり赤字であっても、一般会計から繰り入れて起債を償還するというシステムになっているわけですから、それをずっと続けていくんですか。それとも、今の借金をいつまで、今のその経営状況の借金を、赤字をどういうふうにして少なくして、起債を償還していくのかというような計画というのはどう考えていますか。

○高良亨港湾課長 起債の償還についても、年度年度で、歳出でほとんど占めてございますので、それで年度年度の一般会計からの繰入れをなくすと。さらに償還については、この改定の増収とさらにこの経営努力をしながら、この起債への償還を返済していくというところで考えてございますので、この改定プラス経営努力というところで、この辺りは指定管理者、オーナーさんの理解も得ながら、今後進めて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○下地康教委員 起債の償還に関しては指定管理という考え方は、僕は当たらないと思いますね。これは要するに県が管理者でありますから、管理者がしっかりと考えていくべきだというふうに思っていまして、要は管理者として、この事業の起債を返還、償還していくんですけども、極端に言えば繰入れができる、であるならば、極端な言い方をすると、要するにこの事業、マリーナの事業が赤字であっても、一般会計から繰り入れて、それで起債を償還するということができるわけですから。要するに今の赤字経営をどういうふうにして改善していくのか。それと起債全体の起債償還計画も含めて、利用者に理解できるような説明が必要なんですよ。極端に言えば、赤字であっても、県が繰り入れれば償還できるんですよ、これ。であるならば、この料金を上げる、今の経

営が赤字である。じゃ、どうしたらいいのか、そういういた起債の償還も含めて、仕組みも含めて、事業の仕組みも含めて、それを利用者にしっかりと理解していただく、それが一番大事だというふうに思います。

なので、私は最初、皆さん方に問うたのは、この事業というものの目的を問うたんです。つまり県民の海洋レジャーに関する振興。それをしっかりとしていくためには、県がどういう役割をしなければならないのか。また利用者がどういう負担をしなければならないのかということを、しっかりと利用者に説明しなければおかしいんですよ。それをどう思いますか。

○高良亨港湾課長 そのとおりでございます。

県のほうといたしましても、令和4年度からそういう説明会を年に数回やって、今年度まで来てございます。その中においても、ある程度、この起債の考え方、その辺りも提示してございますが、まだまだ浸透していないのかなというふうには考えてございますので、そういう経営計画、プランについても、港湾課のホームページ等々でそういう資料のほうはアップしてございます。

その辺も含めまして、今後の経営計画、この独立採算制というところも、県のほうでしっかりと計画を立てて、取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○下地康教委員 それとこの値上げの計画、提案は、令和7年の2月議会から提案されています。上程はしていませんけどね。要するにこういったものをやりたいと。それでもう2月、6月、2回流れているんですよね。それで今もう2月議会から換算するともう半年近くこの問題を我々議論していますよ。

ということは、この2月の議会に提案するまでには皆さん準備期間としては、もう既に逆算すると半年前からそういういた準備をしなければならなかつたはずなんですけれども、提案しようとして計画をして、もう既に6か月以上たっていると。

こういう事業ですので、これもっと真剣になって、しっかりと様々な関係機関と打合せしたかと思うんですけども、それをやらなければ、なかなかこの問題というのは根が深いというふうに考えています。

それとやはり、県民の海洋レジャーに関する振興と理解度を深めるための施設でありますから、県民に対する取組といいますか、県外との差別化、そういういたものをしっかりと捉えて、納得するようなものにしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 乙第15号議案沖縄県港湾管理条例の改正ですけどね。

この使用料の改定、宜野湾は180から160%、与那原は160から150%となって、宜野湾は20%減となって、与那原は10%減ですよね。そういう中で泊める船の大きさなどあると思うんですよ。それと、何で宜野湾と与那原でこの差があるのかというのをちょっと教えてください。

○高良亨港湾課長 宜野湾港マリーナ、与那原マリーナで今水準のほうが違うということでございますが、もともと与那原マリーナが平成28年度供用で、宜野湾港マリーナが昭和62年というところで、与那原マリーナ供用開始当時から、そういう水準の差のほうはございました。その水準を基にして、一般会計からの繰入れの解消というところからすると、その辺り、今の金額に宜野湾港マリーナが160で、与那原マリーナが150という水準に落ち着いたというふうな考え方で、数字のほうが結果としてこういうふうに上がってきたというふうに考えてございます。

与那原マリーナにつきましても、平成28年度供用ということですので、当時供用開始しまして、いろいろな設備を新規でどんどん整備していったというところで、昭和の時代と平成の時代、それぞれ物価と材料とこの整備費用、それぞれかかったコストがありますので、そのコストをまた起債で償還しないといけないということから、やはりこの整備にかかった費用というのが大本になります。それぞれ宜野湾港マリーナ、あとは宜野湾の特別会計、与那原の特別会計、それぞれ独立しておりますので、その独立した特別会計で起債を償還する。さらには、今まで続いていた一般会計の繰入れの解消を行うということで、基本はそれぞれ独立しているというところで考えて、この水準が決まつくるというところで考えてございます。

以上です。

○喜屋武力委員 これは今改定したことによって、この1年間でそれだけ、1億とかこの4000万とか、これが収入として入ってきて、一般会計の繰入れがなくなるというような感じで見ていくんですけど、それ以外にこのマリーナでどういったことをやって、利益になるような、そういうものを考えてはいるん

ですか。

○高良亨港湾課長 委員御指摘の経営努力、管理者としてどういう検討をしているかというところでございますが、ここは海上係留のほうはもう実際決まってございますので、陸上のヤードの再編、そこを現地を確認して、ある程度使えるヤード、敷地については区画線等で、要は船の台数を増やしていくと。それで経営努力をしていく。さらに、あと陸上のほうですけど、空間利用ということで小型の船、ジェットスキーとか、空間2階建てとか何階建てというのはちょっとあれなんですが、その辺り空間も利用できたらいいなというところです。

その辺りも、今かんかんがくがくしながら、他港の事例等々も今後視察、確認して、この両マリーナに取り込んで、その辺りで収益のほうを増収させていくかというふうに考えてございます。

以上です。

○喜屋武力委員 これを賃上げして回収することは簡単かもしれないけど、やはりこの施設を利用して、この収入を得るようなことも必要じゃないかなと。せっかくある施設を、海洋レジャーとして、こういったことも考えられると思いますんで、やはり管理者と県が取り組んでいくことによって、もっともっと利益が上がるようなこともできると思います。

一般会計からの繰入れは、これで改善できるんじゃないかなと思っております。そして下地委員の件で割愛させますけど、こっちに置かれている放置船については、法令を利用して処理・解決策がないのか、これについて。

○高良亨港湾課長 先ほどの回答で恐縮ですが、放置艇につきましては、管理者のほうで今努力して減ってきていると。さらに港湾管理者、県としましては、港湾管理条例第5条というのがございますが、船舶の所有者に対してその除去を命ずることができるというところが行政代執行という条例がございます。これをするというのがございますが、やはり全国同じ悩みを持っているというところで伺ってございますので、この辺りはそういう事例も参考にしながら、この放置艇の解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○喜屋武力委員 全国同じというような感じで聞いています。沖縄県の特例と

して、これを盛り込んだ、そういうしたものに関しては、この放置艇の処理をするよという事案をつくればできるんじゃないかな。それについてどういうふうに考えていますか。

○高良亨港湾課長 御指摘の放置艇の処理なんですが、一艇一艇所有者がおりまして、その所有者に対してはまず現状ですが、連絡を取り、連絡がつかない場合はそういう貼り紙をして、今取り組んでおりますが、抜本的な解決というところもございますので、その辺りはやはり沖縄県ならずとも全国の事例、さらに国にもアドバイスをいただきながら、その辺解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○喜屋武力委員 私も現場を見てきたんですけど、まだまだこれ修理したら使えるなと思うものがたくさんあったんですよ。だからこれを競売にかけるよというような感じで出せば、慌てて片づけるんじゃないかなと思うんだけど、どうですか。

○高良亨港湾課長 基本的には所有者がいますので、まずその所有者に当たるというところから県として今取り組んでいると。しかしながら今所有者不明というんですかね、そういうのもございまして、今現状があるというところで、県としても今苦慮しているというところでございます。

以上です。

○喜屋武力委員 ぜひ広く使うためにはそういう放置船も片づけないと、ちゃんと使えないと思いますので、その辺もちゃんと解決するようにお願いしたいと思います。

終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 お願ひします。

資料のお示ししたところ、アンケートの内容を聞きたいんですが。

給水・給電使用料についても、アンケートを行っておりました。宜野湾港マリーナの意見を見ると、半々のよう見えます。先ほど説明もあったと思いま

ですが、どのように配慮したのか、いま一度教えてください。

○高良亭港湾課長 アンケートのほうで、こういう結果、さらに説明会、そのほうで宜野湾港マリーナについては、その都度都度払っていくのがいいという意見も多かったものですから、宜野湾港マリーナについてはその都度払うと。与那原マリーナについてはそのまま継続というところで、宜野湾港マリーナと与那原マリーナのほうでは、そういう差が出ているというところで考えてございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 宜野湾では、確かに都度払いのほうが、声として多いんですけど。でも赤いところ、係留料にも含めていいんじゃないかという声も4割ぐらいあるわけですよね。そこについて先ほど1か月単位の料金設定もしたみたいな話があったと思うんですけど、そこを説明してください。

○高良亭港湾課長 この辺りも、この説明会で、現場からの意見というところで、以前、当初の考え、給電、要は電気の使い方についても変化が起こっているというところを感じております。当初については出港も要はマリーナに来て出港するときに30分とか1時間とかかけて出港して、帰ってきてまた30分、1時間ちょっと掃除とかその辺りをするというのがメインだったと思うんですが、今現状としてはずっと長時間、数時間使っている方が結構いるというふうに聞いてございます。

それで、これを1時間で、単純に1日、1か月というふうにすると、極端な話、すごい金額、途方もない金額になると。その辺りを考慮しまして、新設の使用料というのを出しております。それもトータル、頭で見れば、一般会計からの繰入れの解消というところも考えて、この辺りの金額を設定してございまして、この金額、これに限らずですが、全部トライアルアンドエラー、試行錯誤しながら、一般会計の繰入れを解消するというところから、隅々をどんどんトライアルアンドエラーをしながら、組み立てて使用料の設定をしたというところでございます。ここはそういう使用の変化があったというところでございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 給水・給電使用料については、短時間使う方も長時間使う方にも配慮した新しい料金設定になっていると、そのように理解していいんです

か。

○高良亭港湾課長 そのとおりでございます。

○比嘉瑞己委員 続いて、使用料について、アンケートではなるべく値上げは最小限の幅にして、整備は必要なところだけでいいみたいな結果になっているというんですが、ただ私が聞き取りしたら、やはり整備への要望というのは大変多くありました。値上げ幅を少なくしたから、整備はちょっとでいいという考えではいけないと思うんですよね。両マリーナは、今後の整備計画はどういうのがありますか。

○高良亭港湾課長 宜野湾港マリーナにつきましても、海上のほうをどうにか工夫して、要は船の台数を稼げないかというのがございます。それプラス宜野湾港マリーナも、海上受入れを増やしたい。与那原マリーナについては、まだ海に向かって左側、そこがまだ未整備なので、そこはこの海上係留を増やすように工夫しながら、与那原マリーナにつきましては、M I C E とも連携しながら、今後の方針、取組というのも考えながら船の台数を増やしていきたいと。それぞれ施設整備が伴いますので、今この改定案を示したんですが、経営努力というところもございます。

先ほど、このマリーナの陸上の船を多くするというのもございますが、あとは地域との連携、その辺りを拠点として、イベント等を導入して、この中でも駐車料金等の改定も提案してございますので、駐車場、さらには目的外使用のこのヤードの貸出し、その辺りも継続しながら、この資金の経営努力——増収を図っていって、施設整備のほうに回していこうというふうに取り組んでいこうと考えてございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 新しく船が泊められるように整備するというのは、待機している人たちにとっては朗報なんですけれども、実際利用料を払う、今使っている人たちにとっては、どういったメリットがあるんだというのが、率直な声なんですね。だから今いる利用者にとって、いやいやここ古くなっているので、ここもきちんとしますよというような、そうした計画はないのか。

特に宜野湾のレストラン、あれだけいい場所にあって、ずっと有効活用されていないというところをすごく指摘を受けました。そういう意味で、特にレストランは、あれを指定管理者に任せるんですか、それとも県が整備するもの

なんですか。 その計画を教えてください。

○高良亨港湾課長 このマリーナの部分と今委員御指摘のレストランとか、あそこは旧管理棟でございまして、この指定管理者の範囲、範疇ではないというところです。 そのレストラン、建物については、それぞれ県のほうで申請を出してもらって許可しているというところで、今レストランのほうは営業していると。 なので指定管理者の範囲ではないというところでございます。

○比嘉瑞己委員 皆さん管理しているけれども、なかなか有効利用とは言えないと思うので、管理の在り方も、今後の利用の在り方も、ぜひ検討すべきだと思います。

ほかの委員に譲りますね。

この議案の議論で僕最初に質問したと思うんですけれども、そもそも先ほど下地委員からもあったけれども、その宜野湾港マリーナ、与那原マリーナの目的は何なんだというところから出発したほうがいいんじゃないかと。 もう時代も変わって、目的も少しずつ変わってきてているんじゃないかなということを指摘させていただきました。

それで先ほど説明あったのでいいんですが、今待機者の方々がかなりいると。 その内訳なんですけれども、一県民なのか、それとも今海洋レジャーの事業者がかなり宜野湾とかは多く入っていますよね。 そうした法人の方たちが多いのか、その内訳は分かりますか。

○高良亨港湾課長 この内容、個人、法人というのは、こちらのほうでまだ把握のほうはできておりませんので、数のほうは、申請のほうが出されているというところを、すみません、把握はしていないという状況でございます。

○比嘉瑞己委員 部長、やはりここをちゃんと整理しないといけない。 そもそも県がどういうマリーナを目指しているのか。 それによって募集する方たちの募集の仕方も違うと思うんですよ。 県民が海洋レジャーの余暇を楽しむためにやりたいのか、それとも県の観光立県としてもっと海洋レジャーをやりたいんだと、この宜野湾のポテンシャルを生かしたい。 与那原の今後を見据えてというような、そういった位置づけなのか、このマリーナの目的、どういうバランスを取っていくのかというのは、皆さん議論されているんでしょうか。

○高良亨港湾課長 委員御指摘のそういう趣旨ですが、公共マリーナという考

えもございますので、その辺り整備目的はございますが、この公共マリーナ、沖縄を代表するマリーナというところもございますので、整備目的は確かにそういう普及、振興、海洋性レジャーの拠点というところではございますが、県内・県外というところで区分けをしていくというところは、公共性というところからして、今後議論は必要なのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 この議論をちゃんとやっていかないと、料金改定の考え方も違ってくると思いますよ。

宜野湾に視察に行ったときに、今そういういた釣りだったり、パラグライダーというんですかね、こうした業者の皆さんのがかなり多くて、一般の方たちとの区分けで大変苦労していたと。だけどこの指定管理者の方たちが、もうこれどうにかしないといけないという、自分たちで業者用の桟橋というんですかね、仮のものを造っていました。それで大分利用もよくなつたと言っていたんすけれども、そういういた意味で、本来ああいうものというの、皆さんの仕事じゃないですか、指定管理者がやるべきなんですか。今簡易的に造っているんだけども、今後利用料金を上げて、こうした業者の皆さんための施設をもつときれいにしますよとかだったら、利用者も納得して納めていただけるし、あるいは、いやいやこれ県民のためのマリーナだったんじゃないのか、何で業者中心になるんだという声も出ると思うんですよ。そういういた意味で、やはり大きな計画をちゃんと県が示すという必要があると思うんですけど。どうですか、これ。

○高良亭港湾課長 委員御指摘のプレジャーボート、さらに加えてアクティビティー業者。その辺りのマリーナのオーナーとアクティビティー業者の導線、さらに駐車場、その辺りは指定管理者のほうで提案がございまして、現場も確認して、そういう形ですみ分けを行つたというところでございます。

今後、結構アクティビティー業者さんも数百ございますので、その辺の問題をまた意見交換をしながら、このマリーナの将来展望のほうに生かしていくたいというふうに考えてございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 こういう議論をきちんとやっていけば、やはり県の中期計画、長期の計画にもきれいに反映できると思うんですよ。そうであれば、現行の宜野湾港マリーナは、ここはマリンレジャーの専用にしようと。だけど、県

民からのニーズもある、新しいマリーナを今度造ろうかというこういった議論にもなると思うんですよ。だから、大きな計画をちゃんとつくっていくということをやっていただきたいなと思いました。

今はぱっとインターネットで見たら、マリーナ改善計画、宜野湾マリーナ改善計画というのは出てくるんですよ。あれは進捗状況どうなっているのか。与那原についてはどうなっているのか教えてください。

○高良亨港湾課長 この資料のほうは令和4年度、5年度に示した資料、説明会でも使用させていただいたんですが、これから進捗ということで、放置車両のほうが宜野湾のほうではゼロになった。あとはそういう一つ一つ細かいところから、着々と今進んできてございます。

さらには、指定管理者とまた連携をしながら、先ほどの回答で出ましたが、放置艇のほうも少なくなってきたというところで、あとは計画では新しく整備して、この海上係留を増やす、また陸上の再編をしながら、この利便性が高くなるような計画というところも、うたってございますので、まだ道半ばではございますが、またいろいろこの辺りは着実に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ちょっと聞き方があれでしたね。

与那原マリーナ、宜野湾港マリーナの運営の元となっている、一番元になっている計画というは何ですか。その計画というのは、改定というのではないですか。

○高良亨港湾課長 大本の計画というところでスタート、それぞれ宜野湾のほうが昭和62年、与那原のほうが平成28年度ということで、東と西の海洋性レジャー拠点の整備というところで端を発しまして、今現在につきましては、新・沖縄21世紀ビジョンのほうで取組をしてございます。それを基に、今取組というところで、振興・発展と、さらに海洋レジャーの普及というところで今現在取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 新・沖縄21世紀ビジョンという県全体の大きな中の小さな枝にしかなっていないと思います。やはり那覇港だったり中城湾港でも港湾計画もあるわけですよね。マリーナといえども、ちゃんと皆さんこれだけ頑張っ

ていらっしゃるんだから、ちゃんとマリーナの計画というのもつくるべきだと思います。

最後にこの点について、部長の答弁を求めたいと思います。

○砂川勇二土木建築部長 様々な意見が出てきたところですけども、マリーナについては、宜野湾については国体というのがまずあって、施設の整備が必要だということで造ったというのがまず一步で、その後といいますか、それを海洋性のレクリエーションとして、沖縄の発展のために使いましょうということで港湾の位置づけをしてきていると。与那原についても、中城湾港の港湾計画の中で、ここはマリーナにするということで位置づけておりまして、それで整備が行われてきたという経緯がございます。計画等ですけども、宜野湾につきましても、整備当時とはまた背後の状況も全く異なってきております。それについては宜野湾市のまちづくり、あと浦添市も近いので浦添市も含めて、ここをどうやっていくべきかと。与那原についても、M I C E の計画もございます。与那原町のまちづくりの計画もあると思います。その辺りも、市町村とその背後の自治体と意見交換をしながら、今後どうやってここを発展させていくのか、マリンレジャーとしてはどういうふうにするのかも含めて、いろいろな意見交換をする必要があると思います。

今回の改定で償還も含めて、取りあえず収支が図れることになります。今後につきましても、利用者とも意見交換をしながら、施設の整備が必要であれば、もちろん造りますが、それについての料金の、先ほどもございましたが、差をつけるのかとか、そういうのもいろいろ意見交換が必要だと思いますので、その辺も含めて、施設の増設、維持管理、まちづくりも含めて、今後いろいろ意見交換をしながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 そのためにも、意見交換だけじゃなくて、どういう方針に基づいて意見交換するのか、皆さんの大本となる計画なりが必要だと思うんです。港湾計画という大きなものでなくとも、宜野湾マリーナがどういう性格で、どういう方向を目指すんだという基本的な計画がなければ、行き当たりばったりにならないかなという心配があるんです。

この計画策定について、もう一度答弁お願いします。

○砂川勇二土木建築部長 両マリーナとも、海洋性レジャーの拠点を整備するという目的がございます。計画につきましても、やはりまちづくりと密接に関

わる状況になっておりますので、その辺は地元の自治体ともこの地域をどうしていきたいのかということを、いろいろ意見交換しながら計画を練り上げていく必要があるんだろうなと考えているところでございまして、今後それも含めいろいろな意見交換をしながら、計画については考えていきたいなと考えているところでございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 すみません。あと少しだけ。

料金の値上げをして、少しでも一般会計繰入れを減らしていく考えは、それはそれでよくあると思うんですが、いまいちちょっと理解できないのが、例えば宜野湾は1.2億円を補填で上げる、与那原は0.4億円上がるという中で、この補填した料金というのは、上げる料金の内訳というのは、要するに、これまでマリーナの運営費の維持管理費が赤字にならないということになると、いう考えでいいんですか。この上げることによって。

○高良亨港湾課長 この料金の改定で、料金が上がります。それが歳入になります。片や収支バランスということで歳出を見ますと、歳出の内訳を主に占めているのがこの起債の償還になりますので、現状、歳出が大きくて歳入が少ないと。その差額を今一般会計から繰り入れているという、歳入を上げるというところなので、そうすると収支が合ってくる。ということは、今まで一般会計から繰入れをしていたものをもう解消をして独立、この収入と収支がとんとんになるというところで、料金改定と経営努力をしていくところで、収支バランスを取るという考えになります。

○又吉清義委員 気になるのは、例えば宜野湾マリーナで約30億の起債があるという中で、令和27年までにそれを返還したいと。そうすると今、令和7年ですから、あと約20年、そしてこの値上げした1.2億円というのは全て起債の返還に充てるという額で理解していいのかな。そうしないと令和27年までにこの30億は到底減りませんけど。起債には何億円を充てる計画なんですか。

○高良亨港湾課長 この1.2億円というのは、一般会計から繰り入れている額になります。もともとは起債の償還というのが毎年数億ございます。なので

1.2億がそのまま起債償還の額ではなくて、そもそも宜野湾と与那原それぞれ数億の起債償還分になりますので、それプラス、またこの改定、値上げした分でプラスして償還していくので、基本的には単純計算というか、1.2掛ける20年とかそういう話ではなくて、もともと起債の償還額は数億ある。さらにこの1.2億が重なると、積み上げすると。それから20年ということになりますので、宜野湾、与那原それぞれ、これが3億、4億ほどで毎年返していくという形になります。

○又吉清義委員 もう少しちょっと分かりやすく、例えば今値上げする分ももちろん起債に回す、それ以外にも起債に回している部分があると。そうした場合に皆さんとして、起債に回す額というのはトータルで年間どのぐらい返還しているのかなということで、それを値上げすることによって、どのぐらいになりますかということなんですよ。

○高良亨港湾課長 先ほどの30億という、まず数字のほうからなんですが、それはトータル27年、一般会計から繰り入れるのが、今までやったのが30億という話です。与那原についても7億という、累計が30億と7億です。起債の償還の金額につきましては、令和6年度末の県債の残高につきましては15億ほどで、与那原につきましては約5億ほどになっております。それを償還していくというふうにそういう考えになります。

先ほどの30億と7億というのは、一般会計の累計。今度は令和27年と、何年ですか。目標、償還期限というのは、残りは宜野湾で15億、与那原で約5億を返していくと、償還していくという数字になります。

○又吉清義委員 要するに、あと10億残っているのを令和27年までに返していくということなのかと思います。その起債をつくったきっかけというのが例えば当初これ宜野湾マリーナに関して、海邦国体のときに発注してありましたが、そのときの計画では、起債はなかったような記憶があるんですが、これはそのときからの起債もずっと引き継いでいるのか、それとも先ほど平成13年の設備投資をして改修したから、そのときに起債が増えたということなんですが、この平成13年度には具体的にどのぐらい増えたんですか。起債を起こしたんですか。

○高良亨港湾課長 すみません。

昭和62年の当初の起債の償還というので、結構古くなっています。細か

い資料をちょっと持っていないんですが、平成13年度については、クレーンも整備しましたし、あとLバースですかね、桟橋のほうを整備してございます。それが現時点では大きく占めているというところです。すみませんが、ちょっと以前の、当初のものは、ちょっと古くて今手元にはございません。

ちょっと正確な数字ではないんですけど、平成13年前後の10年程度で、概算しますと30億程度。13年度のこの周辺の10年で30億の起債をしているというところです。それからどんどんどんどん償還していっているという状況が、ちょっと正確な数字ではございませんが、今概算でいくと、平成13年直近、その辺りの10年間で30億という起債をしているというところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 これ聞いている趣旨は何かというと、例えば今後もやはり設備投資をしたり、こういうのが出てきた場合に、今回で約30億近くを投資をするということ自体、また次年度も出てくるものですから、そうした場合にまた起債事業でまた起こすのかとなるよりは、やはりこれは少しその部分もやはりしっかりと基金みたいに積立てていかないと大変なことになるんじやないかなと思うんですよ。毎年度同じ繰り返すだけのこれ、今のところこれしかならないんじゃないのかなということだから、これもやはりもっと我々は今後改善していくべきだなということをぜひ皆さん思い切ってやらないと、例えば船を持っていない、例えば船に興味のない方、関係のない方からすると、そういう方々のものも、要するに一般会計から税金で繰入れして補填をするわけですね、これは。一般会計からの繰入れというのは。県民のお金を投入しますから。そうすると非常に理解しづらいなと。ですから、先ほど比嘉委員からもありました、このマリーナの趣旨・目的は何なのということ。この経済効果は何なのということで、どのように生かしていくのと、やはりこれもしっかりと、例えば海洋レジャーだけ、そして観光地を有すための経済効果であり、そういうものをしっかりとどうあるべきかという料金も全部これ根本から変えていかないと、非常にこれ疑問が残らないかというのがあるものですから。その辺は皆さん、先ほど個人で持っている方、会社で持っている方、海洋レジャー目的で持っている方、また内訳をより分けしていないということは、これも早急にして、また次のステップに生かすためにやっていかないと、これ駄目じゃないのと。せっかく改定しても、またどうせ時間とともに赤字はもう目の前に待っていますよと。これでいいのかなと思いますから、その辺はどんなですか、私の考えは間違いですか。

○高良亭港湾課長 県としましては、新規の施設、その辺りも考慮して、2月議会に提案させていただいた幅で考えていましたが、そこでこの説明会、さらにはアンケートをした結果、維持管理程度でいいよという意見が多かったものですから、その分を減額したというところで、さらに県としましても待っている方もいらっしゃいますので、その辺りは経営努力もしながら、増収を図つて、またオーナーさんたちにも理解を得ながら、今後のマリーナ計画、マリーナ整備事業というのに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○又吉清義委員 やはりこの辺を、もう早急にする計画を立てて、今回の値上げする改正はこれで終わりじゃなくて、これを基にそこまでもう皆さん、長期スパンで考えていいかないと、これは追いつかないとと思いますよ。だからもう一つ私分からないんですが、例えば泡瀬にもヨットハーバーがありますよね。あれは沖縄市の施設ですか、県の施設なんですか。

○高良亭港湾課長 そこは民間の施設になります。民間の施設が、そこと北部湧川、この2つ民間マリーナがございます。県の土木建築部管理のほうが宜野湾マリーナと与那原マリーナというところでございます。さらには離島、宮古島、石垣、さらには久米島、さらには農林水産部というところで、結構マリーナとつくような同じ、類似のものでも結構な数はあると承知してございます。

以上です。

○又吉清義委員 例えば民間のヨットハーバーで赤字でどうのこうのと聞いたことがないものですから。ですから皆さんの管理の仕方で、運営の仕方であり、皆さんのところこんなに、例えば非常に赤字が出る、先方は苦情も赤字も出ないと、こういうやはり意見交換して経営でどこが違うのか。どうあるべきかというのも我々ももっと調査研究していくかないと駄目じゃないかなと。宜野湾港マリーナよりも泡瀬のほうがかなり古かったと思いますから。でもそういう苦情を一度も聞いたことないんですよ。船の数もかなり多いし、そんなに見劣りはしないんですよ。あそこも。違いましたか。

ただ、環境の整備は違いますよ。違うけど、やはり何が違うのかなと。やはりその辺をしっかりと採り入れていかないと、非常に厳しくなるだろうなと。例えばこの宜野湾港マリーナですが、当時レストランがありましたよね。今も経営しているかどうか分からんんですが、当時はごろも祭りで使うとき、駐車禁止だったんです。入れてもらえなかつたんですよ。県は。しかし今は少し開

放的になっています。そして駐車場も一般の方々は有料だけど、これも入れてもらえなかつた。今少し有料で入れてもらえるようになった。こういった経営の在り方を県はもつといかにして生かすかを努力していかないと、多分埋まらないと思いますよ。その辺を現地を調査してやっていかないと、かなり無理だろうなというのは、非常に痛切に感じるものですから。ただしかし、あの一帯の緑地帯がありますよね。宜野湾マリーナの敷地内に。非常に人気があるんですよ。あれも生かしながら、マリーナであるけど、緑地帯もかなり一般の方に人気があるものですから、そこもどうするかということをぜひ検討していただきたいのと、私また非常に理解できないのが、例えば1回の駐車料金が300円だったのが皆さん200円に値下げして、今回改正するものですから、何これ現状維持でよかつたんじゃないのと、駐車料金。私の見間違いかな。

○高良亨港湾課長 この説明資料の3ページの下のほう、具体的な使用料改定内容④、その下の現行が1日300円。右側にいきまして、改定後というところで1時間当たり300円以下、24時間当たり1000円以下ということで規則で定め、要はこの300円、1000円というのが言わばマックスですね。その下の米印、当面はというところ1時間当たり200円、24時間当たり600円を想定と、実際こういう数字にはなっているんですが、この数字にした根拠が、近隣の大型娯楽施設がございます。そこと今同額にしてございます。この辺の不均衡というのがありましたら、双方やはり、ほかのところでも経験しましたが、要は周辺の金額に合わせるというのが常だと思います。なので、マックスのほうを決めまして、今現状は近隣駐車場と同じ、同額にしています。実際は300円が200円にはなった。これ1日ですので、24時間当たり600円になるというところで、今歩調を合わせます。しかしながら、これ弾力的に、柔軟に対応するということで、マックスをこの条例で決めまして、規則、下のほうで柔軟に動けるようにというところで、今回は上限の1時間300円、24時間1000円というところで御提案させていただいているというところでございます。

○又吉清義委員 すみません。私がちょっと勘違いしていましたね。とめるとき、300円を払っていつもとめていたものですから。

それで、じゃ、あと少しだけお願ひします。

今回改正で、カタマランは令和8年度中は1区画、2区画じゃなく、1.5区画としてやるということは、これは2区画としてカタマランの料金を取ることというのは、例えば令和9年度から行うということなのか。これ令和8年度だけが1.5区画という料金なのか。その辺はどういうふうになっているのか。こ

れでは見づらいものですから。

○高良亨港湾課長 与那原マリーナについては、そのまま2区画徴収しています。宜野湾につきましては、令和8年度のみ限定ということで、2区画分を1.5。激変緩和というところで令和8年度限定で1.5区画というふうにしてございますので、次の年からもう2区画ということで提案してございます。

以上です。

○又吉清義委員 最後に、放置艇がやはり沖縄県全体でかなりの量なんです。調べたら半端な量じゃないんですよ。先ほど30から20艇になって減りましたということなんですが、しかし陸揚げしたり、海岸の近くであり、もう半端じゃないものですから、これ何も港湾課の皆さんだけじゃなくて、農林水産部の漁船なんかもそうなんですよ。

皆さんとして思い切っていかなくすか、やはり農林水産部とも話し合いながら、やはりどういう管理をしていくか、どうあるべきか、私は条例であり、それを管理をしていかないとすごい量になると思いますよ。漁船も全て沖縄全体で皆さん、放置艇が何隻あるか御存じでしょうか。海の国、沖縄が、何艇くらいあると思いますか、トータルで。

○高良亨港湾課長 それはちょっと把握はしてございません。

○又吉清義委員 ぜひ、つくってどのような管理をするか。また、持ち主がいなくなったりした場合、どうあるべきかというのを、早急に決めていかないと、実は軽く1000艇を越しますよ。沖縄の海で、このぐらい幽霊船がいっぱい出てくるということですよ。毎年増える一方ですよ。そうしたせっかく海のレジャーでそういうのを活用しているときに、まず何が起こるかというと、回転率が悪い。そしてこんなせっかく公共施設も有効利用ができないというふうになった場合には、これも早急に取り組む問題だと思いますので、ぜひそれもお互い先送りするんじゃなくて、もう現実的に先送りできない現状に来てますので、そこもやはり、いかにしたら解決できるか、ぜひこれ皆さんだけじゃなくて、農林水産部も一緒になって、ぜひ取り組んでもらいたいということをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○高良亨港湾課長 御指摘ありがとうございます。

農林水産部も含め全国、さらに国にもいろいろ助言をいただきながら、いい方向に向かっていくように、県としても取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 よろしくお願ひします。

与那原のほうですけれども、今海上係留が68あると思うんですけれども、今後陸置きの整理、スペースも整理していくながら、この海上係留ができる艇を整理して増やしていきたいというような考え方なのか、その辺りのことをお願いいたします。

○高良亨港湾課長 与那原マリーナにつきましては、今陸上のほう、その辺り調査しまして、今内々の話、港湾課内では今10艇ほどはできるんじゃないかなと。まだ確定ではないんですが、そういう形で進んでいます。

あと、海上係留の増というところに關しましては、また海に向かって左側、その辺りが未整備となっていますので、この土木建築部港湾課だけではなくて、このMICE施設等もございます。その部の意見も取り込みながら、海上係留も増やしつつ、その拠点のこのMICEの目玉ではないんですが、それも含めた計画にしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 陸置きのスペースを整理することで、今海上に係留されている艇がそこに移行できるという部分もあるのか、あるいは待機している方々が陸置きにそのまま入ってくるのか、その辺りいかがでしょうか。

○高良亨港湾課長 与那原マリーナにつきましても、海上係留が100%ということになってございますので、その待機のほうがメインになろうかと思います。それを増やして、あと中型、小型もあるとは思うんですが、その辺りまた調査しながら、この区画のヤードの効率的な使用を、今後考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 小型船が海上にも泊まっているんじゃないかというような指摘の中で、いろんな議論が皆さんからあったとは思うんですけれども、そういった船がきちんとこの陸に上がって、この想定しているサイズのものが海上に係留されるというのが望ましいのかなというふうに思うんですけれども、その辺りの整理もされるのかということを伺いたかったということですが、いかがでしょうか。

○高良亨港湾課長 失礼しました。

現在、小型の船もございます。6月議会でそういう話もありましたので、その方々に今泊める場所がないので、小型を上げていくというのも含みます。以上です。

○瑞慶覧長風委員 承知しました。

今、与那原では大型艇と言われる、ヨットと言われる艇というのは、どのぐらいのサイズまでが泊められるのか。

○高良亨港湾課長 去年ですかね、大型プレジャーボート、以前はスーパーヨットというのがございましたが、去年の何月ですか、実際この申請を出されているときに、指定管理者のほうで空いている、可能だというのを判断しますが、前回来たときは北、海側の小船溜まり、そのほうに縦着けして泊めていたというところもございますので、その辺の空きも考えながら、実際入ってくるというところになります。実際何メートルまでかというのはありますが、現状ではこの大きさによって、実際、波除提、防波堤というんですか、小さい波を止める、その回頭円とか軌跡とかもございますので、やはりこの辺りは、今現状としては、北側の小船溜まり、そこに泊まるのかなというふうに考えてございます。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑の内容について確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

高良亨港湾課長。

○高良亨港湾課長 大変すみませんでした。もう頭のほうで、ちょっと大きく

なっていました。

今海上係留ということで、与那原、この料金表であります、今表示しているのが14から15というところで、今以降1メートルということになりますので、ある程度今15メートル程度かなというふうに考えてございます。

今、以降1メートルということで、今現状泊まっている長さ、大きさでいきますと21メートルのほうが泊まっているという状況が確認できております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 今後未整備側の整備も含めてだと思うんですけれども、十分大型艇の需要もあるというふうには指定管理者の方もおっしゃっていたと思いますので、その辺りの方向性も、また指定管理者とも議論していただければと思っています。

6ページなんですけれども、この使用料改定以外の収入確保策について、その他の增收努力というのが、数字として宜野湾が2000万円ですかね。与那原が1000万円。数字として書かれてはいるんですけども、これが控えめな数字なのは、ちょっとよく分からないですけれども、この数字の根拠、どのように具体的にこの增收に努力をされていくのか改めてお伺いします。

○高良亨港湾課長 先ほど陸上の効率的な、効果的な台数を増やすということと、あとは地域のイベント。その辺り地元市町村、さらには宜野湾については、コンベンションの花火大会とか、与那原につきましてはいろいろ祭り等もございます。そういうことで、增收を図っていくというところで、今までの経験値というんですかね、実績のほうから積み上げてこの程度は增收が見込めるであろうと。さらにはそれ以上の経営努力はしていきたいというふうに考えて、この数字を記載してございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 そんなに控えめな部分での今は数字であるけれども、これから努力をしていきたいというところだと思うんですけども、指定管理者ともこれから密に連携が必要かなと思うんですけども、どのような形で今この意見交換というか、定期的にされているのか、求めに応じて、お互いの求めに応じてされているのかというのは、今現状どういった形でしょうか。

○高良亨港湾課長 現状不定期ではやってございます。何かと機会があるたびにちょっと時間前に1時間、後に1時間とかという工夫をしながら、こちらか

ら出向く、さらには、毎年別の検査とかもございまして、来る機会がある、何かしら機会を見つけて、その前後で意見交換をしているというところで、不定期ではございますが、年間4回、5回以上はやっているというふうに考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ぜひ積極的に意見交換をさせていただきたいと思います。
以上です。

○仲里全孝委員長 瑞慶覧長風委員の質疑は終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案工事請負契約についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の2ページを御覧ください。

乙第9号議案工事請負契約について、御説明いたします。

本議案は、国道449号災害復旧工事（令和5年災1号）の工事請負の改定契約について、議会の議決を求めるものであります。

国道449号災害復旧工事（令和5年災1号）の契約金額3億5167万円を2億6724万600円増額し、6億1891万600円に変更するものであります。

当該工事は、令和5年8月台風6号で被災した名護市安和地内の国道449号道路護岸の復旧を行う工事であります。

今回の変更内容は、主に破損・欠損したブロックの新規製作及び破損ブロックの処分等に伴い、増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○又吉一誠海岸防災課長 資料2-1により御説明します。
1ページ目を御覧ください。

上段左側より工事箇所の位置図、右側に被災状況写真を表示しております。また、下段左側に、被災概要・復旧概要、右側に復旧断面図を表示しております。

当該工事は、被災状況写真に示すように国道449号道路護岸の復旧を延長104メートル行うものであります。

右下の復旧断面図に示すように、被災した部分を捨て石で埋め戻し、その上にかごマット、被覆ブロックを設置した後、被災原因となった護岸のり先の洗堀を防ぐため、根固めブロックの設置を行います。工事の完成は令和8年1月を予定しております。

2ページ目を御覧ください。

主な変更理由を御説明いたします。

散乱したブロックを回収したところ、写真にあるとおり、大半のブロックが破損・欠損等しており、流用した場合ブロックのかみ合わせが不十分で、今後の異常気象により再度被災するおそれがありました。そのため、新規でブロック製作を行うこととしたことから、ブロック製作費用や流用不可ブロックの処分費用を増額するものであります。

設計段階の現地調査では、当初828個のブロック据付けを予定しておりましたが、工事契約後に再度調査したところ、必要な据付個数は775個となりました。

また、海中に散乱したブロックを確認し、当初は682個流用することとしておりましたが、海中から回収したところ、多くのブロックが破損等しており、流用可能なブロックは168個となりました。

復旧に必要なブロックが828個から775個と減ったものの、流用可能な既存ブロックも大幅に減ったことから、新たに追加製作するブロックが461個必要となりました。

その他、現地の施工条件に合わせ、盛土材を土砂から捨て石への変更や、波打ち際のかごマットの規格を変更しております。

3ページ目を御覧ください。

災害復旧事業の災害から事業費精算までの流れを記載しております。

災害発生後、災害報告、現地調査、被災原因や復旧工法の検討、復旧費用の算定を行います。算定した復旧費用に基づき、国土交通省へ国庫負担申請を行い、災害査定を受けたのち、事業費が決定されます。

土木構造物は、その規模にもよりますが、土質等の現地調査から、測量・設計、工事費算出まで、約6か月から1年以上の期間を要します。

しかし、災害復旧事業では、災害発生から災害査定まで三、四か月程度の短

い期間で、現場調査や復旧工法の検討等を行い、国の災害査定を受けるため、必要な工種の一般的な施工費用を積み上げて算出します。

工事発注後、現地の施工条件に合わせ、設計変更を行う必要が生じた場合は、国土交通省と協議・承認の上、設計変更を行います。

4ページ目を御覧ください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は2億6724万600円となっております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時21分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

大屋政善委員。

○大屋政善委員 先ほど説明をお聞きしましたが、変更契約の増が大きいんですね、金額が。本来だったら普通だったら、これはもう指名競争入札に値するんじゃないかなと思ってはいるんですが、その理由、これだけの増額で指名競争にしなかった理由をまずお聞かせください。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

今回この増額に関しては、工事の一連の流れとしまして、今回工事の中で、もともと被災したブロックを確認をして、使えるものを利用して、足りない分を作るというこの一連の流れの中で、施工を完了させていくということですので、この一部を、増額分だけを抜き取って別の工事契約とした場合に、当初の工事の部分を一部中止をして、その現場をそのままの状態で長い間中止しない

といけなくなると。今回災害復旧工事となっておりますので、一連でトータルで、早めに施工してしまおうということから、額としてはかなり大きくなつたんですけども、増額変更で対応したいということで、今回上げた次第になつています。

○大屋政善委員 普通はこういうふうには考えられないんだよね、普通は。これ増額は当初の変更前の金額、予定価格というのがありますよね。この予定価格の落札率は何パーセントですか。

○又吉一誠海岸防災課長 落札率については、92.87%になっています。

○大屋政善委員 変更する前の金額もありますよね。予定価格。これ何パーセントですか。

○又吉一誠海岸防災課長 変更する金額は3億5167万円になっています。

○大屋政善委員 変更後のこの随意契約の金額は何パーセントで落ちていますか。

○又吉一誠海岸防災課長 増額のパーセンテージは76%増になっています。

○大屋政善委員 本来は、最初に受けた金額の変更前もそのパーセンテージでいきますよね、普通は。例えば90%で最初落札したら、変更も90%で大体やるんじゃないですか。それが下回ったということで、今70……。

○又吉一誠海岸防災課長 変更後の金額に関しては、当初の落札率を掛けてこの金額になります。

○砂川勇二土木建築部長 ちょっと少し行き違いがあるようですが、落札率当初92.87%でございます。先ほど76%と言ったのは、その落札した金額に対して増額分が76%に当たりますということです。落札率については同じです。同じ落札率を掛けて、金額を算出ということです。

○大屋政善委員 分かりました。

これは皆さん国との調整もあるはずなんんですけど。国との調整はこの形でう

まくできたんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 この災害復旧工事の場合は、特にその変更する際には、国との調整を行って承認を受けた後に変更することになっておりますので、その内容と金額等を調整した上で、今回議案に上げさせていただいております。

○大屋政善委員 分かりました。

あまりにも金額が大きいものですから、ちょっと理解ができなくて、もう皆さんの答弁で理解します。

ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 お願いします。

今かなりの金額の増額ということがありました。理由も聞いていますけど、ほとんどがこれ見てみると、ブロックの検討が当初よりもかなり流用できないブロックが多かった。見てみると、かなりの製作をしないといけないというのが、一番大きな要因になっているのかなと思いますけど、その理解でよろしいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 そのとおりでございます。

○山内末子委員 このブロックというのは、もう当初予測できなかったのか。思ったよりも破損がひどかったというようなことで、当初からもう少し厳しめに見ていてやっていれば、もう少し違ったのかなと思うんですけど、できなかった理由というんですかね。その辺について、もう少し具体的に御説明お願いいたします。

○又吉一誠海岸防災課長 資料2-1の2ページを御覧いただきますでしょうか。そちらの左側の写真に、地面に埋没しているブロックとかいうので丸が書かれているところがあると思いますけれども、その上の写真にあるんですけれども、被災後にこのブロックが水中に散乱しております。当初の段階では、水上から目視をして、おおよその個数というんですか、それを目視で確認した上

で、その当初の設計数量を算出しております。

そののち現場に入りまして、施工業者さんが1個ずつ取って、それを陸揚げして、この写真のこの右側にあるんですけど、ブロックの損壊状況を確認して、そのせいで、当初の想定以上にブロックのほうが破損しているということが判明しましたので、今回このような大きな増額の変更になっておるところです。

以上です。

○山内末子委員 今後は、こういった場所もそうなんですけれど、今その一帯がかなり砂浜の護岸の浸食とかもあったり、砂浜の浸食とかもあったりするところではあると思うんですよ。そういうこととかというのは、あまり関係がないのかな。今後またそういったところに対しても、対応できる設計になっているのかどうか、この辺も少しお聞かせください。

○又吉一誠海岸防災課長 資料2-1の1ページを御覧いただけますでしょうか。その右下のほうに、復旧断面図があるんですけども、その復旧断面図の中頃に、被覆ブロックのほうが、のりの先のほうがあるんですけど、今回の被災の原因としまして、台風の波浪が長く続いて、この今根固めブロックと書かれている部分の、もともとの設計ではこの根固めブロックがありませんでした。そののり先の部分が洗掘をされて、長時間設計以上の波が来たものですから、その洗掘でこちらに穴が開きまして、その上の被覆ブロックが散乱して、そこからそのブロックのほうが被災していって洗掘をされたというところになっております。

そのため、今回この部分に補強としまして、根固めブロックのほうを新たに追加して補強しておりますので、今後は被災がないのかなと思っております。

以上です。

○山内末子委員 お願いします。

もう近年、今年は台風があまり来ていないんですけど、去年も来ていなかったですよね。ただ来ると、すごい、最近の台風ってそうですけど、大雨もそうですけれど、かなり大きな被害が出たりしますけど、そういうことを考えますと、どれぐらいの台風までには対応できるという設計になっておりますか。どれぐらいの台風というか、台風だけではないと思いますけれど、災害にどれぐらいまでの津波とか、そういうものに対しても、どれぐらいの耐久力というんですか。耐えられる設計になっているのか。分かればでいいです。そういうも

のは考えないで造りますか。考えるでしょ、一応。

○又吉一誠海岸防災課長 設計の段階で想定する波浪というのは、過去の台風とかその辺の計算をした上で、波浪・波高を決めた後に、また安全率等々もありますので、それがどれぐらいというのは、ちょっと答えにくいのではありますけれども、その辺の安全率等も踏まえまして、設計をしておりますので、これまで過去の台風の結果からいくと、十分耐えられるのかなとは思っております。

以上です。

○山内末子委員 最後にもう一点、先ほどちょっと聞き漏らしたんですけど、破損したこのブロックは廃棄ということですか。どうなりますか。

○又吉一誠海岸防災課長 被覆ブロックとしての機能は、もう満たしておりませんので、廃棄処分ということになります。

以上です。

○山内末子委員 ごめんなさいね。どんなふうにして廃棄するんですか。リサイクルとか何か考えられないんでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 一応そのブロックに関しては、コンクリートでできておりますので、破碎して、再生骨材等で利用することになると思います。

○山内末子委員 できるだけやはり使える分は、全て使ってほしいと思いますし、見ても破損されていても大丈夫だというところもあると思いますので、その辺はしっかりとリサイクルも兼ねた形で、税金を使ってのことではありますので、ぜひその辺も含めた形での対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 山内末子委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 乙第9号国道449号線の災害復旧工事ですけど、発注する前に現場状況とか、被覆ブロックの破損状況の確認は行わずに、再利用できるも

のとして設計発注などを行ってしまったのか。そういうような感じで見られるんですけど、調査は県は行わなかったのかについて。

○又吉一誠海岸防災課長 資料2の3ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらが今回の災害復旧事業の流れなんですけれども、まず災害発生が起こりました。報告した後に現地調査を行います。その際に設計作成しますので、現地調査をして、その復旧工法の検討とか費用とか算出するときの、現地調査した上で積算することになっております。

以上です。

○喜屋武力委員 現地調査して、ちゃんとこの品物で使えるものとか使えないものとか分かるんだったら、大体こっちで分かったはずだけど。これ工事発注してからこれ使えないよということで、また新たに設計変更してから、今再発注になっているわけですよね。

○又吉一誠海岸防災課長 資料2-1の2ページをお願いできますでしょうか。その左側の写真があるんですけども。すみません、上のほうの写真でまず説明しますけれども、今回この被災後に、このブロックが水中にかなり飛散しております。その中で、左下のほうに写真があるんですけども、土砂に埋まっている部分のブロックも結構ありました。当初の段階の調査では、水上とかその辺のほうから目視で、表に出ている部分に関して調査をして、使えるだらうという個数を設定した上で、それで発注をかけております。その後、この写真の下にあるんですけど、起重機船でブロックを1個ずつ引き上げております。地中に入っているものも含めて全て引き上げまして、調査した結果、右側にありますとおり、欠損とかの部分のほうが結構多くありました。それを確認した上で、最終的な数量の変更を今回行っている状況であります。

以上です。

○喜屋武力委員 数量の変更はいいんですが、新たにまたこの設計の工法が変わっていますよね。あの中に埋める、何ブロックか、網に入れた……。

○又吉一誠海岸防災課長 今回かごマットといいまして、資料2-1の1ページのほうの断面復旧断面図のところにありますけれども、かごマットの部分のほうは、一部変更しております。

以上です。

○喜屋武力委員 それからしてみても、この写真から見て左側は、ちょっと海のほうも深いような感じするんですよ。写真から見てね。1番の写真。右側は浅瀬みたいな感じがするんですが、深いところはかごマットでやるんだけど、こっち側がやられていないところは、後々破損、同じようなことが起きないかな。これ大丈夫ですか。

○又吉一誠海岸防災課長 一応断面的には、この被災しているところと被災していないところも、同じ断面になっております。今回は、被災するところに復旧断面図の根固めブロックという、ここだけ補強しています。基本は同じ断面になっています。

○喜屋武力委員 写真から見たら、何か左側が深いような感じで見えるんですよ。

○又吉一誠海岸防災課長 左側の部分のほう、これ実際はちょっともしかして地形が変わっているかもしれないんですけど、一応この左側のほうに関しても、この現状の断面で十分もつだらうということで問題ないという段面になっております。

以上です。

○喜屋武力委員 今回この改修工事を行った後に、左側は私はちょっと心配だなというところがあるんですよ。今ブロックを回収してありますよね、破損して回収したものを。使えるものは再利用して、使えないものは処理はどういうふうに行うんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 委員がおっしゃっているのは、このブロックを、左側の被災していないところに活用できいかということですか。

○喜屋武力委員 ブロックはリサイクル場に全部運んでしまったんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 一応リサイクルのほうに全て持っていっております。

以上です。

○喜屋武力委員 やはりリサイクルして、再生コーラルに全部変えてしまうよりは、根固めブロックとして、こっち側の左側にも使えたんじゃないかなという案なんですけど、そういうふうに使ったら、こっち側も同じ仕事をしながら、こっちのほうも補強できたんじゃないかなという案なんですけど、どうですかね。

○又吉一誠海岸防災課長 そのブロックなんですけれども、この復旧断面図のほうに、根固めブロック12トン型とありますけれども、今回この被覆ブロックは3トン型になっております。なので、その箇所のブロックの規模によっては、波の影響を受けない大きさを持ってこないと、逆にそのブロックが悪さをしたりとかすることがありますので、一概にこの既存のブロックを前面に置いたからといって、どれだけ保護になるかというのは、ちょっとその辺また検討が必要だと思いますけれども、今回この検討した上で、前面に置くブロックに対しては12トン必要だということで、廃棄しております。

以上です。

○喜屋武力委員 やはり、この104メートルだけ補強して、右側の図面を見たら、あっち側が浅くなっているような感じで、左側がちょっと弱いんじゃないかなというところが見えますんで、やはりこっちにテトラポットとか何か置かないと、また同じことが起きるんじゃないかなという考えが持たれますけど、どうでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

今回の箇所に関しては、局部的にこの部分が被災している状況でありますので、もしこの構造物自体が弱い場合であれば、全体的に全部壊れているということになると思います。今回に関しては、この部分だけ被災しているものですから、あくまでも局部的なものではないかということで、この部分だけの補強にとどめております。災害復旧事業ですので、被災した箇所の復旧ということになっておりますので、今回この部分の補強になっております。

以上です。

○喜屋武力委員 じゃ、県としては、左側は大丈夫だという確認をしての、ここだけの修繕工事ということになっているんですよね。復旧工事。

○又吉一誠海岸防災課長 そのとおりでございます。

○喜屋武力委員 分かりました。終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 国道449号の災害復旧工事ということで、これ2年前の令和5年の台風6号、Uターンして戻ってきたやつですよね。あれはかなり、やはり被害が拡大した台風だったかと思います。ふだん災害が起きないようなところで、あちこち起きていますのでね。そういう意味では、大変な被災状況だと今思いました。

これ工期が、昨年の7月18日から10月23日ということで、約3か月間の工期で、これあれですか。先ほどの図でいくと、現地調査も行って、様々災害査定をして、それからこの工事発注が7月18日からスタートという流れの中で、7月18日から実際に引き上げてみて、破損している状態が分かったということになるんですか。この辺の状況、どの時点で、この状況が分かって、今現在に至っているのかということをちょっと説明願います。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

この工期は、令和6年7月18日から請負業者さんのほうと契約をしまして、業者のほうが起重機船を持っていて、その業者さんに協力していただいて、それを1個ずつ拾って上げて、それを全て確認して、やって初めて全ての流用できるブロックが判明したということになります。それを受け、変更協議ということを進めた次第であります。

以上です。

○糸数昌洋委員 今変更協議の最中で、こういう補正で上がってきて、現在工事は止まっているという理解でよいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 変更協議はしているんですけど、その範囲の中で、当初の範囲の中で施工できるところは施工しているということです。

○糸数昌洋委員 それで新たな工期が令和8年の1月17日までということになっていますね。これは補正が通ってから、いわゆる流用できるブロックが168個。これは先にやりながら、新たに製作が607個ありますよね。この製作

されるものは補正が通ってから発注をかけるんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 製作に関しては、できる範囲の、当初のものからどんどん作っていって、ブロック製作 자체はもう進めている状況です。請負額の範囲内で作ってはおります。

○糸数昌洋委員 いや、来年の1月17日というと、もう正味3か月ぐらいしかないので、この3か月の延期で大丈夫かなというのがあって、これはどうなんですか、もう調整で、この工期を守れるという理解でいいんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 今、請負業者との協議の中では、工期の1月は守れるということをお聞きしております。

○糸数昌洋委員 それと1ページのこの部分なんですけど、先ほど、喜屋武委員から、左側の話がありましたけど、ちょうど真ん中のこの被災範囲がありますね。崩れた被災範囲、点線で囲んで、ちょうど真ん中のところが凹凸になっていますよね。ここが、隣がこうやってここだけ被災していて、この真ん中部分の凹凸部分が残っている形なんだけど。ここは調査とかはされていないんですね。何か気になりますね。間にちょうどこの部分だけ。

○又吉一誠海岸防災課長 現地調査の結果、こちらの範囲外の部分に関しては、例えばブロックのかみ合わせとか、その辺のものは移動していないというのを確認した上で、今回の被災箇所、被災部分のほうを設定しておりますので、大丈夫だと確認しております。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 まずこの復旧工事の目的とこの基準に関して、ちょっとお聞かせください。

○又吉一誠海岸防災課長 この倒壊箇所の被災の箇所は、国道449号の道路護岸となっておりますので、この被災部分の復旧ということで、原状の復旧という目的の上で災害復旧工事を行っております。

○下地康教委員 災害復旧の、私が基準と申し上げたのは、要するに基本的に災害復旧というのは、機能を向上するという形ではなくて、今ある、要するにその被災をする前にあった構造物の機能、それを復旧するという考え方だと思うんですけど、それでいいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 今回の場合は、元あった構造物の機能を復旧する。つまり機能の向上ということは考えられていないというふうに理解してよろしいですね。

○又吉一誠海岸防災課長 当初同じ機能で検討した結果、今お示ししている図面の根固めブロックの部分。こちらのほうが、今回の被災で局所的に洗掘を受けたという被災原因を確認しておりますので、この部分に関しては、国土交通省と調整した上で、根固めブロックの設置を進めた次第であります。

○下地康教委員 災害復旧をする場合、災害の査定という検査をするはずでけれども、今3ページに書いてありますね。その中で、機能向上という話は出たんでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 当初ですが、当初の設計の思想としまして、護岸を地中に入れている形で、例えば1ページ目の図面を見ていただけますでしょうか。その復旧断面図があるんですけども、この被覆ブロックの護岸のほうが、当初は地中のほうまで入って、それでのり先の防護をするという構造体であったんですけども。今回この同じような形で、施工しようとした場合、結構割高になると。その根固めの中まで入れる、その地中の中まで護岸を整備して、同じような造り方をするとなると、逆に割高になるという比較を検討しまして、今回は根固めブロックという形で整備をしたほうが、構造的にも、費用的にも安くなるというのを調整した結果、国土交通省と調整はしまして、この形になった次第であります。

以上です。

○下地康教委員 災害復旧の一つの基準としては、その機能向上というのではなくて、元あったものを復旧するというのが、基本的な考え方だと思うんですよね。それを今回そうではなくて、費用がかかるということで、そういう新た

な構造に変えたという理解でよろしいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 費用もなんんですけど。もともとのこの護岸の機能を持たせるために、どの方法でやったほうがいいのかということで、根固めブロックのほうが有効だろうということも踏まえて、この形になっております。

○下地康教委員 要するに、機能は変えないと。ただ、復旧する場合に、元のものに戻す場合は、費用がかかり過ぎると。なので元の機能を確保するために、災害の査定官と調整をして、別の工法を取ったという理解でよろしいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 ということは、費用の問題だということで、本来ならば安く上がるという形ですよね。要するに以前の構造物、その設計であると費用がかかると、復旧が。しかし、その機能を確保するために、安価な工法を取ってやったということですけれども、そうすると安くなるんじゃないですか、工費が。

○又吉一誠海岸防災課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 これ、でも工事費は上がっていますよね。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から答弁内容について確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

下地康教委員。

○下地康教委員 まず災害復旧の考え方というのは、元ある断面に戻すというのが基本です。しかしながら、これ今元ある断面に戻っていない。構造がですよ。ということは、その理由をちゃんとはっきりしてください。それと災害復旧の場合は、別の断面を使う場合、それなりの理由があるはずです。それをお聞かせください。

○又吉一誠海岸防災課長 今回の被災原因のほうが、護岸ののり先のほうが、局所的に洗掘をしたという原因が判明しておりますので、その部分の対策も含めて、この根固めブロックという構造でするべきだろうというのを、設計の段階で国のほうと調整をして、こういう断面を設定した次第であります。

以上です。

○下地康教委員 それでは当初の断面に戻すという考え方ではなくて、復旧の査定官と調整をした結果、従来の機能を保存しながら、従来の機能が持てるような断面変更があったということで理解してよろしいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 それと当初発注した金額と、今変更しようとする金額の違いがあまりにも大き過ぎる。これはなぜかというと、当初査定官がしっかりと査定をして、この復旧工事に幾らかかるというようのが厳しくチェックされたはずなんですね。しかしながら、これがもう当初の金額より75%余り増額して約倍ですよ。査定官との調整というのはどうなったんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 今回の設計の変更の内容については、国土交通省のほうに調整した上で、承認をもらった上で、今回の変更の事案を上げている状況です。

以上です。

○下地康教委員 よくできましたね、本当にね、これ。査定は非常に厳しいものであると思うんですけどもね。それであるにもかかわらず、倍近い変更があったというのは、よほどのことですよね。これ内容を教えてくださいよ。

○又吉一誠海岸防災課長 やはり大きな工事の変更の内容は、先ほどから申し上げているんですけども、このブロックの当初の想定した個数と、引き上げてみて、大分かなりこの破損が大きかったというこの部分が、一番大きな変更の内容となっています。

以上です。

○下地康教委員 まず、査定をする場合ですよ、皆さん方で協議をして、査定

をする場合、残っているブロックの数をまず数えますよね。それで流出した、また移動した、そのブロックが幾つあるのかというふうな話になるはずですよ。それでその流出したブロックが、例えば埋まっていて損傷状態が確認できないというのが何個あったのか。また実際に現場で損傷してその機能が確保できないというか、目視というか、できるブロックがあったのか。これちゃんと調べれば大体分かるんじゃないですか。というのは、要するに70%も工事費が当初の金額より上がるということは非常に考えにくい。要するに、極端に言えば、その70%近くのブロックが埋っていたという話ですよね。要するに、使えるか使えないかが判断できなかった。つまりそういうことですよね。そういうのはどうだったんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 ブロックの確認については、当初から期間が、災害復旧等じやなくて、通常の事業等であれば、時間をかけて水中での確認が可能かとは思われますけれども、今回災害復旧工事ということもありますので、ある程度の期間、短い期間の中で、ある程度想定の上で、ブロックの流用等を判断しないといけないということもありますし、あくまでも目視のほうがメインになっているために、このように数量の増減がかなり大きくなつたのかなと思っています。

実際に現場に入りました、1個ずつ上げていきますと、写真にありますように、結構この欠損というか、その部分がかなり多かったというのが、やはりその結果なのかなと思っております。

以上です。

○下地康教委員 いろいろな要因があったと思うんですけども、このあまりにも当初の契約金額より大き過ぎるというのが、非常に気にかかるところであります。そして、工事を発注する場合、例えば元の契約の何パーセント以上であれば、別発注というのがあったりすると思うんですけども、土木建築部の中で、どういう基準があるんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 土木建築部の要領でありますと、プラスマイナス30%を目安に、変更契約なのか、別件発注なのかという判断基準はござります。

以上です。

○下地康教委員 普通30%を超えるともうこれはもう別発注ですよね。この

規約では。規約というかその土木建築部の内規なのかあれですけど、そのとおりやってきていると思いますよ、皆さん方は。それができなかつた。ましてや、もう30%どころじやないね。大幅に変わつてゐる。それこそ同じような金額をもう一回発注するような規模の金額ですよ。それがなぜ、その別発注にならなかつたのか。これは相当重いと思うんですけどね。これ、部長どうですか。

○砂川勇二土木建築部長 先ほどから課長のほうで答弁させていただいておりますが、今回増額でやるのが望ましいと考えたのは、写真を御覧のとおり、かなりの被災を受けているということで、これをまた別件で発注しますと、準備期間からいろいろ考慮すると、かなりの期間が空いてしまうということもございます。

今回確認をした上で、一連の流れの中で、早急に復旧すべきだろうというのが一番の考えでございまして、それを増額でやることで、一連の流れとして完了まで持つていけるというのが一番大きな理由となっておりまして、それについてはやむを得ないものかなと考えているところです。

○下地康教委員 早急に復旧するというのが、これは本当に理由になるんですか。

○砂川勇二土木建築部長 写真を見ても分かりますとおり、その背後、のり面があつてすぐ道路になっています。これが崩壊してしまうと、道路自体の通行止めも生じてしまいます。ということを考慮しますと、一連で製作して据付けするというほうが、数か月単位で短くなるという判断でございますので、それで今回増額で対応しようという結論に至つたものでございます。

以上でございます。

○下地康教委員 当初の設計が、請負金額が3億5000万ですね。極端に言えば、2つの会社が同時に施工したほうが早いんじゃないですか。別発注してですよ。

○又吉一誠海岸防災課長 今回のこの工事区間が104メートルという区間になつておりますと、1か所ですので、ここに数社入れても、狭隘する箇所について、重機とその辺が両方入つても、やはりどれだけ工事の進捗に関わつてくるかというのもありますので、104メートルぐらいでしたら1つの業者で。こち

らJVとなっておりますので、その辺の共同企業体で、その中で、業者の中で分担して施工するほうが、逆に進捗のほうは進むのではないかという考え方で、今1件ということでなっております。

以上です。

○下地康教委員 工事を増額して、工期は来年の1月までですよね。つまり当初の工期は約3か月。変更するとまた3か月ぐらいかな。3か月以上ですよね。3か月ぐらいか。要するに倍の期間がかかるということですね。工期的に。当初の工期よりは。

○又吉一誠海岸防災課長 当初の工期は、令和6年7月18日になっていきます。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、工期が3か月延びることを確認した。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

下地康教委員。

○下地康教委員 これ問題じゃないですか。というのは、当初は3億5000万円で、1年余りの工期を取っていて、70%以上の増額をしておいて、それが3か月しか工期が延びないというのは、おかしくないか。

○又吉一誠海岸防災課長 今ブロックのほうは、ずっと継続、当初の受入れの範囲内で作っておりまして、そのブロックを、型枠もありますので、それがずっと作りながら据付けをしていくという工程の中で進めておりますので、その辺は施工業者と工期についても協議をした上で、この1月17日、1月のほうで十分だということを協議の上で設定し、確認した上で、今回設定した次第でございます。

以上です。

○下地康教委員 これはちょっと工期の設定の仕方が乱暴かなと思いますけどね。要するに当初の工期は約3億5000万で、1年と2か月か3か月。それを倍近い75%余りの増額で、それを3か月しか延ばしていない。それをちゃんと

と工期に間に合わせるということができるというのが、よく理解できないところであるんですけれども。これ皆さん、繰越しじゃないですよね。

○又吉一誠海岸防災課長 これは繰越予算での工事になっております。

○下地康教委員 これ今の工事というのは、繰越予算でやっているんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 そのとおりです。

○下地康教委員 先ほど私が指摘しているところは、要するに3か月工期を延ばしたと。増額が2億6000万余り、約75%ぐらい増額していると。そういう中で、ましてや繰越事業。それがですよ。また、これ来年の1月までが工期となっていますよね。これが延びるという話になると大ごとですよ。大丈夫ですかね。

○又吉一誠海岸防災課長 施工業者等も含めて協議した結果、この工期の設定をしております。

以上です。

○下地康教委員 もちろん請負業者との協議ということで、工期の設定がなされると思うんですけども。これ皆さん、万が一繰越しになるとこれ事故繰り扱いですよね。これ何が何でももう納めないといけない工事だと思うんですけれども。これ十分注意して、工事を進めてください。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案通信線損傷事故に関する和解等についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の3ページを御覧ください。

乙第10号議案通信線損傷事故に関する和解等について、御説明いたします。

本議案は、県職員による県道153号線の街路樹の剪定作業に起因する通信線損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○安里嗣也道路管理課長 資料2－2により御説明します。

1ページの提出議案の概要中、4段落目の説明を御覧ください。

令和7年1月16日午後2時頃、浦添市牧港2丁目51番3号先の県道153号線において、中部土木事務所の職員が、剪定作業中にNTT西日本株式会社が所有する通信線を損傷させた事案でございます。

県職員の職務中の行為により損害が生じております、県には賠償責任がございます。

損傷した通信線の復旧作業に要した労務費や高所作業車等の車両費等、合計23万4506円を賠償します。

なお、賠償自体は、県が契約している保険により対応済みでございます。

職員が職務を行う上で故意と同視できるほどの過失をうかがわせる事情はないので、重過失はないと考えております、職員への求償は行わないこととしております。

また、相手方に過失は認められないため、過失相殺も行いません。

再発防止策として、街路樹の剪定を委託で行うか職員で行うかの判断は、これまで現場の状況を踏まえ、難易度、緊急性、コスト等から総合的に判断しておりますが、今回の事故を踏まえ、業者とも情報を共有し、周囲の状況に十分配意して慎重に作業を実施することとしております。

下段及び2ページ以降に位置図、道路台帳平面図及び現場の状況の写真を掲載しております。

以上で、乙第10号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 ちょっと聞かせてください。作業するとき、高所作業車でやったと思うんだが、高所作業車を引っかけて切断したのか、また剪定する機械で切ってしまったのか、これについて。

○安里嗣也道路管理課長 高所作業車は使っておりません。高枝のはさみというんですか、それで剪定しております。

○喜屋武力委員 なんで、高所作業車の話をしていたでしょう。

○安里嗣也道路管理課長 高枝の剪定ばさみで剪定しております。

○砂川勇二土木建築部長 ちょっと混乱しておりますが、剪定自体は高枝ばさみというので剪定しております、そういう切ったときに枝が落ちてくるときに、N T Tの線を切ったと。高所作業車と書いているのは、N T Tが復旧のときに高所作業車を持ってきて作業しましたので、その費用を賠償しますということです。

以上です。

○喜屋武力委員 これから見たら、高さが3メートル以上ありますよね。大体写真から見ても、人の高さから見ても、3メートル以上あると思うんですよ。こういった枝がこのように繁茂しているところを剪定ばさみで切った場合には、木が切ったところから折れて、線に引っかかって切断することもあるんですよ。そういうことを日頃からこうしてやっているのか。

○安里嗣也道路管理課長 剪定する場合は、そういう枝が落ちるのも確認しながら、注意しながらやっているんですが、どうしても周辺になってくると、引っかかる可能性があります。基本的に注意しながらこの枝が落ちるところを切り方を工夫しながら、そういう枝の線には引っかからないように剪定はしているんですが、やはりなかなか全部が全部うまくいかないということもありますが、今回の事例が発生しているという状

況でございます。

○喜屋武力委員 専門的な業者がやるんだったら、こういった線より上に枝が出ているものは、下からは切らないですよ、絶対。これ必ずこれに引っかかると分かっていますんで。だから、そういったことを勉強会か何か持って、専門業者と、この剪定のやり方をちょっと頭に入れたほうがいいんじゃないですか。

○安里嗣也道路管理課長 今回職員が剪定しておりまして、また今後の対策としても、そういった造園業者さんとか、剪定の方法とかも注意しながら、こういった今後の剪定については、細心の注意を払って作業を進めていきたいと考えております。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 私も今喜屋武委員と同じような気分で、この高枝の剪定ばさみってこんな長いのがあるんだ。

○安里嗣也道路管理課長 ございます。

○又吉清義委員 中部土木事務所は何基ぐらい持っているんですか。

○安里嗣也道路管理課長 明確な数量は分からないうですが、各事務所にこういった植栽管理というのは現場のほうでも対応する必要がありますので、ある程度のそういった高枝ばさみとか除草するときの機材というのは、保管しております。

○又吉清義委員 現場でこういった、例えば樹木の剪定をお願いして、一度も皆さん方を見たことないものですから、今びっくり仰天しているんですよ。中部土木事務所の中で、こういうの、じゃ當時やっていたのか。例えば中木程度も、僕らは自分で切るんだけど、やるのはせいぜいオパスとかやっているし、中部土木事務所がやっているのはどこでも一度も見たことないものだから。とても不思議なので聞いているわけ。これ何名ぐらいの職員でやっているんですか。

○安里嗣也道路管理課長 高木の剪定はなかなか予算的な確保が厳しいというのがありますて、職員が現地に出向いてやっております。今回の中部土木事務所も、現地で職員1人と補助作業員の皆さんと5人で、今そういった高木の剪定を対応しております。

○又吉清義委員 だったら、もっと大きく伸びる間に、逆にそういった機械とか道具を民間に貸して頑張りませんかと励ましたほうが早くないか。例えば、やりたい方がいれば、あんなに大きく伸びる間に切りたい方、道具がありますよと。どうぞ借りに来てくださいと。皆さんが運んであげるとか、仕事が倍はかかるはずですよ。皆さん、これ通報を受けたときに行くんですね。自ら探していくことは絶対ないですね。どうですか。

○安里嗣也道路管理課長 今回の場合は通報というか、住民の皆さんから連絡をいただいておりますが、基本的にはパトロールとかでも、そういった道路側にせり出しているとか、ちょっと危険な状況のあるものは道路パトロールとかでも、そういった街路樹を剪定をする必要がある場合はやっております。あとは先ほどおっしゃっていたボランティアという皆さんも、結構参加していただいている方がいますので、そういったボランティアの皆さんとの協力を得ながら高木の剪定をしているというのもありますが、なかなか沖縄県全体で1260キロ余りの道路延長もあって、高木も大分沖縄県は、ほかの都道府県と比べても、高木自体の本数も多いということがございまして、なかなか全部が全部、剪定が全部できるかというと、なかなか厳しい状況がありますので、それで職員も出て行って剪定する。

あとちょっと専門的な知識、先ほどそういった安全というか、技術が必要なところは、専門の業者さんにお願いするという形で、何とか県の管理する高木を剪定しているという状況でございます。

○又吉清義委員 だから今通報があって出かけていったところなんですが、去る議会で、県道34号線、こんなもんじゃないですよ。枝が引っかかっているのは、いまだにやられていないですよ。あれを貸してもらえば絶対できるよ。あの枝を切るのは簡単だよ。個人では切りようがないわけよ。届かないし、貸してあげれば、別に伸びる前に自分たちでできるんだけどね。県道34号線を見たことないですか。僕6月議会で取り上げたんだけど。大謝名から真栄原交差点はひどいよ。こんなもんじゃないよ。あれを見たら。でも通報があつて

も、まだ1個も切られていないよ。その違いは何ですか。

○安里嗣也道路管理課長 高木の剪定は安全性とか、そういうた視認性の影響があるところとか、その辺はまず優先的に切ってはいるという状況でございます。ということで、今34号線につきましては、ちょっと今まだ切られていないということがございますので、それはまた再度ちょっと状況確認して、どういう対応できるかというのは確認していきたいと思いますが、まず剪定する必要がある高木自体も数が多いということもございますので、この辺は優先順位をつけて今対応しているという状況でございます。

○又吉清義委員 別にあれしているわけじゃないですよ。要するに、私は県が皆さん、業者を頼む、予算をかけても、もう剪定は間に合わないと見ています。不可能と見ていています。無理だろと、これは。ここに樹木が生い茂る勢いと皆さんがカットしていく枝は、もうバランスが崩れたと思っております。だからこれを県民を巻き込んで、例えば自宅の周りをいかにしてできるか。共に皆さんと一緒にチームを組まないと厳しいだろうなと思っているから言っているわけさ。ただしかし残念なことに、僕らがやるのは1000円ぐらいもらったら8000円でできるとか、こんなのこぎりで切るとか、2メートル以上の高いところはなかなか切れないものですから、これを買うよりは、例えばここに連絡すれば、運んで貸してあげますよと言えば、2メートル以上のものを切って、常にきれいにすることができるものだから、皆さん3メートルも切れるようになつたら、こんなに伸ばす必要はないわけですよ。2メートルぐらいで押さえておけばいいんですよ。そうしたら、高くなればなるほど剪定が難しくなるものですから、ならない前に押さえておくと。それを皆さん、考え方を変えてやってあげたらどうかなと。

皆さんがつくったデータだったと思いますよ。沖縄の樹木の成長率はどのぐらいかというと、県外の3倍。密集したら7倍と言われていますよ。間に合わないよ。確かに私もずっと観察してみて、20年前こんなじゃなかつたよな、10年前はこんなじゃなかつたよなということで、高速道路にしろ全部こんなしてきていますよ。やがてあと15年で高速道路も樹木でトンネルができるんじゃないのかなと。特にひどいのはヤンバルですよ。コンテナなんか走ると、東海岸なんかガンガンぶつかるぞ。

だからそういう意味でも、ぜひ皆さん、道具があるんでしたら、やり方を——皆さんがやるなじゃないですよ。やりながらもっと協力を呼びかけたらと。みんな自分のうちは、好きな人はやると思いますよ。ただ、道具を買って

までやらんぞ。私はそこまでこれを発展させてもらいたいなと思いますけどね。どんなですか。

○下地健道路管理課沿道景観推進室長 高木につきましては、沖縄県は、全国でも大分1キロ当たり70本と断トツで多い状況でして、総本数でいくと約9万本ございます。これ管理しきれないぐらいの絶対数になっておりますので、これちょっと絶対数自体を減らすという取組もやりながら、今高木を国際観光景観モデル事業では、低木に更新するということをやっていますので、それを低木にすることによって、地域の方々とかにも剪定をしやすいようなものにしてということで、官民連携ということで、そういう低木とかの剪定についてボランティアであったりとか、周辺の企業とかを巻き込んで、官民連携の管理に取り組んでいきたいと、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 だからそれよく理解しますね。確かに影をつくるということで高木を植えたんだけど、ちょっとかなり予想以上に上回ってしまって大変だなと。あそこだってすごいです、あの高木。あれもすごいですよ、もう正直言って手に負えないです。だから街路樹も高木が多い中で、そういうふうにやる中で、ただ、やり方を一旦講習とか集めてやらないと、今みたいに電線を切ったりするものですから、そういうのを呼びかけてすると、逆にいい結果が出るんじゃないかということを、ぜひそこを踏み込んで、要するにこうやってやる中でミスしたから、この反省も生かしてもらいたいなということまで踏まえて、頑張ってもらえませんかと言いたい。必ずよくなりますよ。また、切る場合に、先ほど剪定に行くのは、全員で何名ぐらい行くんですか。3メートルといったら結構大きいですよ。どのぐらいの太さの枝まで切れるんですか。何センチぐらいの。2センチまで切れるんですか。

○安里嗣也道路管理課長 電動の高枝ばさみもございますので、ある程度の太さの高枝までを剪定できることは可能かと考えております。

○又吉清義委員 ではもう最後です。

私はよほど田舎ものだから、これしか分からなかった。この電動であれば使い方を教えてもらうと喜ぶと思うんですよ、住民。ぜひ少し、そこまで活用して反省して進めてもらったらどうですか。電動であれば、汗をかかなくてもいいのに。

○砂川勇二土木建築部長　高木をボランティアというか地域住民とかにも貸し出ししてやってもらったらどうかということだと思うんですけども。道路で高木を切った際に、例えば駐車している車に枝が落ちたりとか、走ってきた車にぶつかったりとか、怪我したりとか。そういうことも考えられます。なので個人でやるとなると、そこら辺の保険ですとか、その事故に対する責任とかいうのもかかってきますので、なかなか個人にさせるというのは、高木に関しては厳しいと考えています。低木とか除草とかであれば、安全なところをやってもらえば、特に事故等の危険もないものですから。ただ高木に関してはそういう危険とか、賠償の責任も出てくるということもございますので、それについては慎重に考えていく必要があると思います。

以上です。

○又吉清義委員　ぜひ慎重に考えてよろしいかと思います。要するに皆さんが切っている時間帯も、午後2時というのは平日の時間ですから。大体民間がやる時間は朝6時半から8時までしかやりません。9時後だとほとんどいません。みんな朝の掃除ですけど、車の通りが少ないときにしかやっていません。どの団体を見ても。宜野湾もそうです。私もそうです。大体6時半から8時まで残っております。草刈りであり、こういうの全部ね。なぜかというと、車の通りが多いですから。そういうのが可能な方法を考えあげればいいんじゃないのかなと思いますよ。逆にやるときに、申請書を出してやるとか、保険をかけて、一斉にいついつだったらできますよとか、システムをつくったら、大分経費も浮かすことができるんじゃないかなと思いますので、ぜひその一つのアイディアとして、可能でしたらまたぜひお願いします。可能でなければ、うちの我如古の十字路も中木状になってしまって、これ2メートル以上だから、木に登ってからしか切れないものだから、あれ切ってしまえば、非常に見栄えがいいけどなと思っているけど、いけないものですから。可能でしたら検討してください。

以上です。

○仲里全孝委員長　又吉清義委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第10号議案に対する質疑を終結します。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入替え)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の請願令和6年第6号外5件及び陳情令和6年第72号の4外62件を議題といたします。

ただいまの陳情について、土木建築部長等の説明を求める。

なお、継続の請願等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 土木建築部所管に係る請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料3、請願・陳情に関する説明資料の目次を御覧ください。

土木建築部所管の請願は継続5件、新規1件、陳情は継続58件、新規5件となっております。

初めに、継続審査となっております陳情につきまして、処理概要の変更が9件ございますので、御説明いたします。

変更箇所につきましては、赤字下線で示しており、変更箇所を読み上げて御説明いたします。

19ページを御覧ください。

陳情令和6年第72号の4令和6年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について、御説明いたします。

記の8の(2)、平行誘導路の設置や駐機場拡張については、調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

貨物地区の拡張については、駐機場の配置計画を踏まえて検討したいと考えております。

記の8の(3)、「滑走路延長については、航空会社の就航計画や整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

駐機場拡張については、調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組

んでいきたいと考えております。」に変更しております。

46ページを御覧ください。

陳情令和6年第136号の4令和6年度美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情について、御説明いたします。

記の2、陳情令和6年第72号の4、記の8(2)と同じ。

記の6、「県が管理する港湾施設においては、限られた予算の中、優先順位を付け、市町村と連携しながら、修繕等を行うなど老朽化対策に取り組んでおります。

竹富町内における港湾施設においては、小浜港、竹富東港の浮き桟橋工事を今年度予定しており、その他の修繕等についても、同町と意見交換を行いながら、必要な予算の確保に努め、対応したいと考えております。」に変更しております。

50ページを御覧ください。

陳情令和6年第139号新石垣空港の滑走路延長・エプロン拡張等機能強化を求める陳情について、御説明いたします。

「陳情令和6年第72号の4記の8(3)と同じ。」に変更しております。

73ページを御覧ください。

陳情令和6年第199号宮古空港の機能強化を求める陳情について、御説明いたします。

記の1から4まで、1、2段落目について、「平行誘導路の設置や駐機場拡張については、調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

貨物地区等の配置見直しについては、駐機場の配置計画を踏まえて検討したいと考えております。」に変更しております。

88ページを御覧ください。

陳情第26号名護市安部区沖における海砂利採取の中止を求める陳情について、御説明いたします。

記の2、2段落目について、「現在、海砂利採取の年間総量規制の必要性について検討を行っており、有識者からは、「規制を実施する前に海底地形や海砂利採取後の影響について調査すべきであるが、これまでそれらを評価した知見がなく、手法が確立していない」との意見があることから、これまでの調査結果等も踏まえ、委員会等の設置を含めた検討を進めているところであります。」に変更しております。

90ページを御覧ください。

陳情第28号海砂採取の規制強化を求める陳情について、御説明いたします

す。

記の1、2段落目について、「有識者からは、「これまで海砂利採取後の影響を評価した知見がなく、手法が確立していない」との意見があることから、これまでの調査結果等も踏まえ、委員会等の設置を含めた検討を進めているところであります。」に変更しております。

92ページを御覧ください。

陳情第29号宜野湾港マリーナ料金改定に関する陳情について、御説明いたします。

記の1及び2、2段落目について、「県議会での議論や利用者説明会での意見、アンケート結果等を踏まえ、改定幅等について見直しを行った案を策定し、利用者への説明を行ったところです。

記の3、使用料見直し等については、令和4年12月から意見交換会や利用者説明会を実施しているところです。

また、利用者説明会では、ウェブ会議の併用、質疑内容のホームページ公開のほか、説明会に参加いただけなかった方からの御意見・御質問にもその都度回答を公表しているところです。今後も、施設の修繕計画等を含め十分な説明に努めていきたいと考えております。」に変更しております。

97ページを御覧ください。

陳情第50号池田地内地滑り箇所の即時の危険除去と原状回復を求める陳情について、御説明いたします。

農林水産部から御説明願います。

○長濱泰農政経済課主幹 農林水産部から説明いたします。

記の2、2段落目について、「また、令和7年5月には、沖縄県、西原町農業委員会と合同で現地確認を行うとともに、違反転用者に対し、農地として利用できるよう、指導を行っているところです。」に変更しております。

農林水産部の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 120ページを御覧ください。

陳情第112号海砂採取の規制を求める陳情について、御説明いたします。

記の1、県では、これまでに西日本16県における海砂利採取に関する規制状況等を確認しており、有識者へのヒアリングにおいて、「これまで海砂利採取後の影響を評価した知見がなく、手法が確立していない」との意見があることから、これまでの調査結果等も踏まえ、委員会等の設置を含めた検討を進めているところであります。

記の8、海砂利採取による海面の汚濁については、該当する採取業者へ作業の実施方法等について聞き取りを行う等、確認を行っております。汚濁に関する報告があった採取業者に対しては、砂利採取法34条第2項に基づく立入検査を実施しているところであります。

次に、新規に付託された請願及び陳情について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

請願第9号街路樹の植栽改善に関する請願について、御説明いたします。

記の1、県管理道路における街路樹の更新等については、街路樹植栽・維持管理ガイドラインを踏まえて対応してまいります。

記の2、令和7年請願第8号記の1に同じであります。

126ページを御覧ください。

陳情第120号県道14号線の早期全面復旧に関する陳情について、御説明いたします。

記の1、県道14号線においては、令和4年度に発生したのり面崩壊への対策中に、令和6年11月の大雨により被害が拡大したことから、調査設計に取り組んでおりました。令和7年6月の局地的な大雨に伴い、さらに被害が拡大したところであります。現在、早期復旧に向けて対策案のさらなる検討に取り組んでいるところです。

記の2、現在、応急復旧の仮設土留めを延長する準備を進めております。復旧方針確定後、東村と情報共有を図りながら、早期復旧に取り組んでまいります。

127ページを御覧ください。

陳情第131号の4令和7年度美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情について、御説明いたします。

記の1、県では、事務を移譲している市町村に対して、空港管理事務移譲交付金を交付しておりますが、市町村の実績額が交付決定額を上回り、一部市町村では財政的負担が生じております。

そのため、予算の確保に努めるとともに、各空港の実情や課題の把握に向け、沖縄県管理空港事務所長会議等を通して、事務移譲の在り方について協議を進めてまいります。

記の3、県では、老朽化した団地の建て替えを優先的に行っており、その際に戸数を増やしております。また、公営住宅整備のほか、地域優良賃貸住宅の推進に向け、市町村説明会や意見交換等の取組を継続して実施してまいります。

記の4、スマートレーンの設置については、今後、具体的な設置計画等がま

とまったく際には、協力していきたいと考えております。

平行誘導路の設置や駐機場拡張については、調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

貨物地区の拡張については、駐機場の配置計画を踏まえて検討したいと考えております。

記の6、滑走路延長等については、航空会社の就航計画や整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

駐機場拡張については、調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

駐車場拡張については、駐車場の利用状況や混雑の状況を踏まえ、検討していきたいと考えております。

放置車両の撤去については、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例と同施行規則に基づき、引き続き石垣市と協議してまいります。

記の7、個人などの資産となる民間住宅建設に係る建設資材輸送費などの支援は現時点ではありませんが、今後、市町村と意見交換していきたいと考えております。

記の8、陳情令和6年第136号の4、記の6に同じ。

記の9、陳情令和7年第71号の4、記の3(6)に同じ。

記の10、陳情令和6年第72号の4、記の7(18)に同じであります。

131ページを御覧ください。

陳情第149号、特定企業の営利目的のための、国道449号地下の占用許可申請・本部塩川港の港湾施設用地使用許可申請等の不許可を求める陳情について、御説明いたします。

記の1から3まで、道路占用許可申請及び港湾施設用地許可申請については、関係法令に基づき、適切に審査を行っているところであります。

133ページを御覧ください。

陳情第150号、海砂採取の規制強化を求める陳情について、御説明いたします。

記の1、2、5、及び6、陳情令和7年第28号、記の1に同じ。

記の3、陳情令和7年第112号、記の4に同じ。

記の4、陳情令和7年第112号、記の8に同じであります。

135ページを御覧ください。

陳情第151号世界から選ばれる持続可能な観光地形成に関する陳情について、御説明いたします。

記の1、街路樹植栽・維持管理ガイドラインを踏まえ、良好な沿道景観形成に取り組んでまいります。

記の2、道路の良好な沿道景観形成に向け、引き続き国や市町村、関係団体等と連携して取り組んでまいります。

記の3については、文化観光スポーツ部との共管になっております。

まずは、土木建築部の説明を行います。

記の3、地域やボランティア団体及び企業等と連携した維持管理体制の構築に向けて、引き続き取り組んでまいります。

また、新たな財源の確保に努めるとともに、関係部局と連携して取り組んでまいります。

次に、文化観光スポーツ部から御説明願います。

○大城陽子観光振興課班長 続きまして、文化観光スポーツ部から説明いたします。

文化観光スポーツ部の処理概要としましては、記の3、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指すため、観光目的税（宿泊税）等新たな財源の確保に努めるとともに、引き続き関係部局と連携し、観光客の満足度向上に取り組んでまいります。

文化観光スポーツ部の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 土木建築部所管の請願・陳情について、説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長等の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、請願等番号を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をよろしくお願ひいたします。

質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 請願・陳情等についても、1年を超えない範囲で結論をなるべく出すようにという議運からの申出もありますので、1年以内のものを中心に、8件ぐらいちょっとありますか。確認をさせていただきたいと思っていま

す。

初めに19ページの令和6年陳情第72号の4令和6年度の離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情から3点ぐらい確認をいたします。

22ページの4番目、河川について、渡嘉敷村の渡嘉敷川河口の護岸改修及び上流のしゅんせつを行うことについてですけれども。皆さんの回答の中で、この令和7年度から上流の土砂等の撤去について、しゅんせつ等に着手するというふうに述べておりますけれども、この進捗状況を教えてください。

○川上呂二河川課長 お答えいたします。

渡嘉敷川につきましては、令和7年度、今年度からしゅんせつ等に着手するということとしておりまして、まずは除草、伐採等につきまして、10月から着手する予定というふうにしてございます。なお、伐採後、土砂の撤去につきましては、それが完了した後に、令和8年度以降に土砂の撤去は行うというふうな予定となっております。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 分かりました。

具体的なしゅんせつ土砂自体のしゅんせつは、次年度からということで、ここはしっかりと予定どおり対応できるようにお願いしたいと思います。

それから26ページの栗国港港内の静穏度確保に向けた改修工事についてですけれども、平成30年から着手しているということですけれども、ちょっと進捗率を教えていただけますか。

○高良亭港湾課長 栗国港につきましての進捗率は、61%となってございます。

以上です。

○糸数昌洋委員 61%ということで、これ実際の改修工事の最終年度は大体いつぐらい想定されておりますか。

○高良亭港湾課長 現時点においてのこの事業期間の終了は、来年度の令和8年度を予定をしておりますが、現状61%というところなので、今事業期間の見直しについて検討をしているというところになります。

以上です。

○糸数昌洋委員 ここもぜひ進捗を早めていただきて、予算の確保等、大変かと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから陳情令和6年第153号、沖縄総合運動公園テニスコートのこのハードコートへの改修への反対の陳情。これは56ページと、あと32ページの陳情令和6年第97号が逆にハードコート改修の件というふうにありますけど、相対する陳情が2件出ている状況で、以前にも質疑をさせていただいておりますけれども、ここの双方の意見交換の場を、行政が入ってちゃんとやるようになるとお話しと、それから他の場所の、県外の視察等も含めて検討をしていくという答弁がありましたけれども、その進捗はどうなっていますでしょうか。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

両団体との意見交換ですが、令和7年2月3日に文化観光スポーツ部のスポーツ振興課のほうが、両団体と意見交換を行っております。

また、県外の事例収集につきましては、今後全国スポーツ大会の整備に向けて、文化観光スポーツ部と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 2月3日の両団体との意見交換は、両団体交えて、別々じゃなくて一緒にやったという理解でよろしいですか。

○喜納久都市公園課長 そのとおりでございます。

○糸数昌洋委員 分かりました。

ぜひここもしっかり取組をお願いしたいと思います。

75ページ、陳情令和6年206号の4ですけども、昨年の集中豪雨による被害への支援を求める陳情で、国頭村から出ている分の、それぞれの陳情事項についての現状、既に対応が進んでいるのか、それとも途中であるのか含めて現状をお聞かせください。

○川上呂二河川課長 お答えいたします。

まず河川のほうから説明いたします。まずこの中にあります比地川につきましては、令和6年の11月20日から、しゅんせつ等、伐採含めて行っておりまして、今現在のところ、令和9年3月31日までの予定というふうにしてございます。

あと、奥間川につきましては、同じく令和6年11月20日から伐採、除草、

しゅんせつと開始しております、こちらのほうは今年の8月31日で完了しております。与那川につきましてですけども、こちらのほうは令和7年、今年の6月1日から伐採等に着手しております、伐採自体は6月30日で完了しております。しゅんせつにつきましては、今後進めていって、令和9年3月31日までの予定というふうになってございます。

あと辺野喜川につきましても、令和7年8月の11日から伐採等に着手しております、こちらのほうも令和9年3月31日までの予定というふうになつてございます。

あと安波川につきましては、こちらも今年8月18日から着手しております、こちらも令和9年3月31日までの予定というふうになつてございます。

河川については、以上でございます。

○又吉一誠海岸防災課長 海岸防災課では、国頭村で災害復旧事業の状況としまして、4件災害申請がされておりまして、今契約しているのが1件、村道辺野喜楚州線のほうで工事契約して対応しているところです。ほかの3件については、現在は、設計変更、設計業務途中ということで、発注に向けて準備をしている状況となっております。

以上です。

○糸数昌洋委員 分かりました。

すみません、次83ページのここは東村、陳情第8号の3の、これも北部豪雨災害への支援を求める陳情なんですが、こここのそれぞれの陳情事項に対する進捗を説明していただきたいと思います。

○安里嗣也道路管理課長 県道14号線につきましては、現在片側交互通行をしております。今H鋼での土留めをしているんですが、そこを延長して、仮設土留めを40メートル程度伸ばす工事を今準備しているところでございます。

また、本復旧の設計につきましては、今設計を取りまとめる最中でございまして、本復旧に向けて今作業中であるという状況でございます。

以上でございます。

○川上呂二河川課長 河川課ですけども、河川につきましては東村の有銘川につきましては、北部大雨のときに護岸が60メートルほど被災したということがありまして、それにつきましては、大型土のう及び袋詰めの玉石による応急対応は完了してございます。

今後につきましては、災害復旧事業により復旧を行うということで、こちらのほうは、令和7年度内の一応完了を目指して復旧工事に取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 ぜひまた対応方、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、陳情第40号で94ページ。

あと3件だけお願ひします。

県が事業主体となり、御茶屋御殿復元に取り組むことを求める陳情ということで、この陳情が上がってまだ1回も質疑が行われておりませんので、取上げさせていただきたいと思います。少し一般質問でも触れさせていただきましたけれども、皆さんワーキンググループで検討していくということを、この回答でも寄せられておりますけれども、平成19年から21回開催をしてきて、令和2年で止まっているという状況があろうかと思います。それで約18年間、ワーキンググループで、議論がずっと継続してきているという状況なんですね。この5年間はずっと止まっているという状況で、まず昨年の2月定例会で渡久地議員の質問がありました。この御茶屋御殿の事業化可能性調査で、令和6年度は、費用対効果、それから交通計画、駐車場配置などについて検討する予定ですということでしたけど、実際令和6年もワーキンググループが開かれていませんという状況があります。これはなぜ開催できなかったのか。説明できますか。

○喜納久都市計画課長 お答えいたします。

令和5年度に可能性検討調査を行いました、その結果を基に、那覇市の方にワーキンググループの開催を求めたんですが、ちょっと日程の都合等もつかなくて、開催できなかったと。

一方、その内容につきましては、那覇市と国に対して報告し、共有しているというようなところになっています。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 那覇市が事務局になっているというお話を伺いましたけれども、那覇市が三者の日程調整を行って、開催日を決めていくという流れであろうかと思いますけど。しばらくずっと開催できなかった事情というのはほとんどその那覇市の日程調整の問題ですか。

○喜納久都市計画課長 基本的にはコロナ禍の影響をもって、ちょっと開催を控えていたというふうに考えております。

○糸数昌洋委員 今年度、令和7年度、開催の要望もありますけれども、いかがでしょうか。もう要請はされているんですか。

○喜納久都市計画課長 令和6年度繰越業務で、可能性検討業務を現在実施しているところでございます。私のほうから那覇市の課長のほうにワーキンググループの開催を強く働きかけたところでございます。

今後また、今回の業務が完了した頃合いに、ワーキンググループの開催について強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 令和2年のワーキンググループの課題設定の中で、フィージビリティ調査項目の検討というのがありますけれども、実現可能性調査項目ということだと思いますけれど。この検討というのはもう既にされているんですか。

○喜納久都市計画課長 事業の可能性調査というところで、このフィージビリティ調査について、現在行っていると考えております。

○糸数昌洋委員 項目は既に立てられているんですか。

○喜納久都市計画課長 令和6年度業務において、まず市、県、国、それぞれ都市公園として整備した場合の課題等について、まず整理をしております。あと、アクセス性、それから交通計画について、その検討を行って、課題の抽出を行って、事業化に向けて取り組んでいくというところを今実施しております。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 いわゆる整備手法についてですけどね。文化財事業としてやろうと思ったら文化財指定が必要ということで、そこはもう見込みが非常に薄いという話も聞いておりますけれども。基本的には公園整備事業でやるしかないとと思っていますけど、その方向性でいくということでよろしいんでしょうか。

○喜納久都市計画課長 この整備手法につきましては、現在検討していると考えています。文化財等の関係部局とも連携しながら、今後整理してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 この辺の結論をね、整備手法をどうやっていくのかというところを早めに出していただきて、そうしなければ整備主体が定まらないということありますので。ぜひやはり来年首里城もいよいよ復元完成しますので、そこに向けて、一体的な整備が本来は望ましいので、ぜひともちょっと取組を加速させていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○喜納久都市計画課長 委員のおっしゃるとおり、今後取組を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 陳情第68号の公共交通機関の充実を求める陳情ということで105ページ。少し触れさせてください。これ、陳情のテーマが公共交通機関の充実を求める陳情にはなっていますけど、ちょっと陳情の要望が歩道の確保の問題と街灯を増やすことということになっておりまして、少しこの陳情のテーマと、要望項目がちょっと若干違っていますけども、この辺含めて説明をお願いできますか。

○安里嗣也道路管理課長 交通施策ということであるんですが、今歩道の整備ということは、基本的に通学路とかそういったところを優先的に実施しているということで、処理概要のところに書いてあるところでございます。

基本的にそういった歩行者が多いところとか、その辺りを、交通安全ということで、必要な箇所について優先順位をつけて整備をしているという状況でございます。道路の街灯の照明につきましても、交差点部とか、あと連続照明が必要なところはそういった基準がございますので、それに基づいて整備をしているということでございますので、今回の陳情に上がっている内容の全体的な話から、ちょっとまだ基準等、あとは優先順位を考慮して整備をしていくという状況でございます。

○糸数昌洋委員 交通機関の充実を求める陳情だけでも、外出する際のその環

境整備を求めていいるという感じですよね。これも陳情として上がってきておりますので、趣旨等を踏まえて、ちょっと今見解を伺ったところですので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最後になります。115ページの陳情第106号です。営繕工事における地域外からの労働者の確保に要する費用に関する陳情ということで、皆様の処理概要がありますけれども、ちょっとここを説明をお願いしてよろしいですかね。少し分かりづらくて。労働者不足の状況を慎重に判断する必要があるということと、国の動向の注視ということがありますけど、その説明をお願いできますか。

○大湾朝亮技術・建設業課長 お答えいたします。

まずこの処理概要の中の労働者不足の状況を確認してというところでございますが、地域外からの労働者を確保するための経費を変更で見るという取組につきましては、不調・不落対策として行っております。不調・不落の原因として、技術者不足等が挙げられておりまして、特に離島地域において、この取組を適用しているところで、基本的に島外から人を連れてくるというようなところで、今適用しているところでございまして、本島内でということになりますと、北部地域にという同じような取組、この地域外からの経費について変更するというこの取組を適用するに当たっては、中南部との兼ね合いもございますので、特に北部で人手が不足していて、その地域外から、中南部から人を連れてくる場合に、その経費を見る必要があるかというところは、慎重に判断しないといけないというふうに考えております。

また、国の動向をというようなところでございますが、基本的に不調・不落対策等につきましては、国の取組を倣って、県のほうも取り組んでいるところでございますが、国の、総合事務局のほうに確認したところ、北部地域でこの取組を適用した事例は今のところないというようなことでありますので、県のほうとしましても、慎重に検討してまいりたいというふうなところでございます。

以上です。

○糸数昌洋委員 今回沖縄県電気管工事業協会というところからの陳情ということですけれども、この協会からの陳情というのは過去にもあるんですかね。初めてですか。

○大湾朝亮技術・建設業課長 お答えいたします。

この地域外からの労働者確保に関する費用に関する陳情につきましては、今回初めてということでございます。

○仲里全孝委員長 糸数昌洋委員の質疑は終わりました。
休憩いたします。

午後 3 時26分休憩
午後 3 時50分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。
休憩前に引き続き、質疑を行います。
質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 陳情令和 6 年第193号ですか。70ページ、旧県道20号線へ住宅敷地が越境している件に係る中部土木事務所の対応に対する陳情ということで、これ道路管理課の回答によりますと、今後の対応を検討してまいりますということになっておりますが、どのように進んでいますか。

○安里嗣也道路管理課長 現在陳情の方と連絡がちょっと取れない状況となっておりまして、処理概要には書いているんですが、この辺りをどういう形で連絡が取るかどうかというのを含めまして、いろいろと事務所と連携しながら、今後の取組というのを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○又吉清義委員 ですからこの回答が、これ陳情が去年の10月15日、そろそろ1年近くなるわけですよ。もちろんその後11月議会で上がったかと思うんですけど、もう8か月も過ぎているんですが、いまだに連絡が取れなければ、これ解決しようがないんですが、連絡が取れない場合はどのように解決しようとしているのか。連絡の取り方というのはどうやってしているのか、その2点についてお伺いします。

○安里嗣也道路管理課長 幾つか連絡しているんですが、取れないということで、居住地に投函とかしたりして、引き続き相手からも連絡が取れるような手法を取っていきたいと考えているんですが、なかなか難しい状況であります

で、引き続きちょっと基本的には現地へのこの文書の投函とか、それも含めてどういう形で連絡が取れるかというのを、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○又吉清義委員 非常に、こういった道路整備をしながら、せっかくある幅員の道路が途中でこういう道路だと、やはり経済的にも交通安全上も非常によくないわけですよ。だから、ちょっと知恵を与えますけど、皆さんがあついても多分取れないと思いますよ。私もこういうのをよく取り扱ったことがありますけど。まず地域の有志の方々に当たる。そこにお願いしてみたら早いですよ。例えばこの人が入院していたら無理よ。お家に幾ら手紙を送ったって、例えば具体的にこの地権者は何歳なんですか。70代だったら施設に入っている可能性も十分ありますよ。無理よ、連絡取れないよ。地域の方だと一発で分かるよ。方向性を変えて、まず皆さんがあつて当たる前にこういうふうにしていませんかと。地域の方、有志の方から当たって探すと。意外と早いですよ。多分皆さんは今やっているいつものパターンの手紙を送る、文書を送る、それしかしていないかと思いますよ。少し発想を変えてみてやってみたらどうかなと思いますけどね。

○安里嗣也道路管理課長 委員御提案のように、自治会とかそういった地域の方々からも情報を入手して、その辺の連絡の取り方、取るような手法を検討していきたいと考えております。

○又吉清義委員 あとは、この地権者が何歳ぐらいなのか、子どもたちがどうなっているか、構成が分かると非常に分かりやすいですよ。例えば皆さんで、その地域で、これが70代だとしましょう、60代だとしましょう。皆さんのが県庁職員でこの地域で60代の方がいなかったかとか、これ探してそういうのを伝っていくと早いですよ。皆さんだったら調べることができますよ。戸籍謄本でこういうのを、内部で調べることができますから、それを調べて活用したほうがいいと思いますよ。そうしたらこんなに1年間待つ必要ないですし。

また、こういうのを不思議なことに、知っている人はよく知っているんですよ。そこを見つけることができるかどうかですよ。不思議ですよ、こういうのは。だから視点を変えて頑張っていただけませんか。もったいなくて。

皆さんもだから毎日不安だと思いますよ。こういう状況で都市計画がうまくいかないのは。だから発想を変えて、ぜひ手を替え品を替えと言ったら言い過

ぎかもしれません、ぜひ地域の方々、優秀な方々、少しその辺を、家族構成等を調べて、そこまでやって探ってみたら必ずできると思いますから、ぜひ頑張ってもらえませんかと思いますが。ぜひ来月は解決、次の議会で解決できましたという意見を聞きたいんですが、いかがですか。

○安里嗣也道路管理課長 委員御提案のように、いろいろ地域とか、あとは登記簿、戸籍とか、調査手法はあると考えておりますので、引き続き連絡を取るように取り組んでいきたいと考えております。

○又吉清義委員 とにかく文書以外にも、ぜひ汗をかいてください。

あと1点だけさせてくださいね。次は首里城の陳情令和6年第215号、79ページ。ここで非常に皆さん、これが8月もありましたし、8月だったかな。この訴訟であり、この裁判が、証人尋問がありましたけど、皆さんの中で、そこに傍聴に行った方はいらっしゃいますか。

○喜納久都市計画課長 お答えいたします。

8月7日に原告側による証人尋問が行われました。これに県職員が傍聴しております。

○又吉清義委員 そうするとその中で鍵谷さんでしたか。あんなに明確に言っているのに、出火の原因がこうだと。皆さん、文章は全然変わっていないんですが、何が欠点かと。設計にもここにミスがあったと明確におっしゃっていましたけど、それを聞いているかいないか、ちょっとお答えください。どのようにどこに原因があると鍵谷さんも言っていましたか。2点ほど言ってください。

○喜納久都市計画課長 すみません。証人尋問の内容につきましては、現在も係争中であるというところで、答弁については差し控えさせていただきたいと考えております。

○又吉清義委員 だから、答弁においては差し控えてもいいんですよ。あのとき鍵谷さんがここに問題があると。そして那覇消防署もここに問題があるということを明言したという中で、那覇消防署もこれは実験をもうしたのかしていないのか、これはどうなりましたか。鍵谷さんから指摘された事項について。

○喜納久都市計画課長 大変すみません。繰り返しになりますが、証人尋問の内容につきましては、現在も係争中というところで、ちょっと答弁については差し控えさせていただきたいと考えております。

○又吉清義委員 せっかくお互い大事な原因がどこにあるか、どのようにして解決できるか。それが分からないと次に進むことはできませんよ。現に首里城が今まで何回火事になったか御存じですか。首里城は今回で何回目の火災ですか。

○喜納久都市計画課長 すみません。何回か火災しているのは、被災しているのは承知しています。ちょっと具体的に何回というのは、認識しておりません。

○又吉清義委員 もう5回目ですよ。原因を追求しない限り、大変なことになりますよ。そして、あんなに明確に検証されたものが、これがしっかりと明言されているのに、皆さんもそうなのかをしっかりと検証するというのは、私はそれ責務であると思うんですよ。それいまだに触ろうとしない。ということはこれでいいのかなと。答弁も全然変わらない。皆さんの答弁でここにやっているのを書いてみると。これ全然当時裁判が行われた中で何もマッチングしませんよ。いかに皆さんがこれ手を抜いているかということにしか見えません。私からすると。やるべきことをやって、お互い皆さんこういった答弁書を書くものであって、これ見たら全く何一つ該当しませんよ。私はこれはいかがなものかなと思いますけどね。あんなに明確に発言されているのに、どこに問題があるかと。これは我々は今後も例えば火災の原因を発見する場合に、原因を努めて食い止めるためには非常に重要なことなんですよ。あの電気コードであり、そして設計図であり、明確におっしゃっていますよ。これをぜひ私は那覇消防本部と詰めてやるべきだと思いますよ。そうしたら、今後こういった火災が起きないわけですよ。また起きるかもしれません、ほかでも。皆さんが起きた原因が分からぬんだから。分かれば防ぐことができます。分からぬ今までうやむやにして、また走らせたら、ほかでまた起きてしまったらどうしますかということなんですよ。だから原因を突き止めること大事ですよと、私は言っているわけですよ。悲しいですよ。5回も首里城、今まで歴史上このように焼けているというのは。ぜひ、もう一回あのときのこの裁判で行われた中身を皆さんしっかりと精査をして、この答弁書も私はこれでいかがなものかと。もっと

真剣に考えていただきたいということをお願いして、一応もう答弁は要りません。何も触っていないようでしたら、ぜひ頑張ってください。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 お願いします。

122ページ。陳情第112号の海砂採取規制の陳情ですが、処理概要の変更がありました。海砂採取の船から海面の汚濁が出ていると。それで県が立入調査を実施しているというふうな報告になってますが、その経緯と進捗状況をお聞かせください。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

立入調査に関しては、海砂利採取法に基づく立入りを9月2日より開始しております。調査の内容としましては、採取現場の確認とか、航海日誌や関係書類の確認を今考えているところです。9月2日に実施したのは、採取現場の確認ということで、また日を改めて書類関係の検査確認をする予定となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 海面の汚濁は確認できましたか。

○又吉一誠海岸防災課長 現地のほうで、採取時の汚濁状況については、船舶の上のほうから目視にて確認はしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 汚濁が、法の中でも対策を取れというふうにあるんですけれども、汚濁による懸念される影響というのはどういったことがあるんでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 濁りの拡散と、あと漁業への影響と考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 サンゴへの影響は、懸念はありませんか。

○又吉一誠海岸防災課長 影響があるかどうか、ちょっとこちらのほうでも把握していないので、今後どういうのがあるかを調査なり調べていかないとけないかなと思っております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 現場の立入調査をしているのはどこの場所ですか。

○又吉一誠海岸防災課長 国頭村字大崎地先になっております。

○比嘉瑞己委員 申請があつて許可をした事業者だと思うんですけど、この事業者は辺野古の基地建設に関する海砂採取なんでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 採取業者の方に聞き取った結果、那覇新港建設現場への搬出ということを確認しております。那覇新港建設現場とお聞きしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 今のは聞き取りなんですけれども、採取計画の中でそういう事業目的とかも書かれていると思うんですけれども、辺野古には行かないんでしょうか。この採取の期間とか、量についても教えてください。

○又吉一誠海岸防災課長 すみません。今手元にこの申請書等々がないものですから、ちょっと細かい量とか申請書の内容については、ちょっとすみません、お答えすることができないです。

以上です。

○比嘉瑞己委員 後ほどその中身が分かる申請書の資料なり何なりの提供を求めたいと思います。

○砂川勇二土木建築部長 申請書につきましては、企業の情報ですとか個人の名前等も入っておりますので、公表できるかどうかについては少し検討が必要かと思います。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 企業名を伏せて、分かる範囲、提供できる範囲でお願いしたいと思います。

現場確認を行ったということなんですが、この汚濁防止対策として、管理ポンプの設置というのがあるみたいなんですが、このポンプは設置されておりましたか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

今回の現地調査に関しては、採取船に乗って、採取船の中を調査したのではなくて、調査船のそばに漁船で近づいて状況確認しているというところでして、申請書の中にはこの管理ポンプの設置というのは記載されているというのは確認されております。

現地の船舶の上の中からしか、ポンプのほうは確認できないということで、外からは確認できていない状況です。

以上です。

○比嘉瑞己委員 汚濁は目視で確認できたということなので、これ少なくともこの対策が取られるまでは、この海砂採取の中止を求めるべきだと思いますが、県の対応を問います。

○又吉一誠海岸防災課長 汚濁の状況は確認できているんですけども、その汚濁の状況がどの程度であれば禁止をするとか、そういう基準がございませんので、今現時点では、それでもって採取の中止をすることはちょっと厳しいかなと思っております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 砂利採取法に触れているかもしれないという案件ですよね。どの程度とかではなくて法律違反が疑われるわけですから、これはっきりするまではやはり止めるのが筋じゃないですか。

○又吉一誠海岸防災課長 すみません。繰り返しになりますけれども、申請書で申請された内容については、確認されてはおりますので、そのとおり作業を進めているのであれば、ちょっとそれに対して中止をするのは厳しいかなと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 その申請書の中身がちゃんと履行されていない可能性があるから確認しに行っているわけでしょう。ポンプだって確認できていないわけですから、はっきりするまではこれ止めるべきですよ。もう一度答弁お願いします。

○又吉一誠海岸防災課長 繰り返しになりますけども、現時点でこれをもって採取を中止するのはちょっと厳しいかなと感じております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 9月2日の確認から時間がたっていますが、次の調査はいつですか。

○又吉一誠海岸防災課長 今採取業者と調整中で、具体的な日付等はちょっと今明確にお示しすることができない状況です。

以上です。

○比嘉瑞己委員 一日も早く調査をして、実態を把握していただきたいと思います。

移りましょうね。94ページの陳情第40号の首里御茶屋御殿。先ほど糸数委員からありました。ワーキンググループがなかなか進んでいない状況だということなんですけれども、県が調査事業をして御茶屋御殿の事業化可能性検討調査というものを行いました。その報告書が発表されていると思うんですけども、概要を教えてください。

○喜納久都市計画課長 実施済みの可能性検討調査業務の内容ですが、御茶屋御殿敷地の全部を整備する案。それから一部を整備する案。全体整備案が1案、部分整備案が2案と、この3案について検討いたしまして、これはまた今後、この内容を今後検討していくという内容になっています。

以上です。

○比嘉瑞己委員 3つの事業手法があって、その可能性を調査しているということなんですかけども、それぞれ課題とかもあると思うんですよね。どの事業が一番いいのか聞きたいんですけど、もう少しこの3つの案の説明をお願いします。

○喜納久都市計画課長 御説明いたします。

まずはこの御茶屋御殿跡地につきましては、今首里カトリック教会の敷地となっております。民間の敷地になっていると。そこでこれを全部、全体的に整備しようとすると、この全敷地を取得する必要があると。そうなるとカトリック教会と幼稚園のほうを移転しないといけないということになります。その際には、やはりそういった予算の確保、それから移転先の確保といったところが大きな課題なのかなと。

部分整備案につきましては、そういったやはり教会なり幼稚園なりを避けた格好で整備する手法を検討しております、今のところはこの3案を検討し、また今後具体的に3案の詳細な検討を行って、より精度を高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 それで根拠法になる都市公園法だったり、歴史まちづくり法とかという単語があるんですけども、その法律について教えてください。

○喜納久都市計画課長 現在、都市公園として整備する場合には、都市公園法に基づき、公園区域を指定し、そしてまた整備していくというような手法になります。

現在さらに検討しているのは、文化財を文化財として復旧する手法につきましては、文化財関係部署のほうが担当していまして、その関係部署と、どういった整備手法がよりベストなのかということについて、今調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 それぞれ課題もあると思いますし、関係する機関もあると思うので、しっかりと調整を進めていただきたいと思います。

この復元についてなんですが、茶庭、御茶の庭の復元については、復元可能と考えられるという文言があるんですけども、この検討というのはどういうふうに進めるんですか。

○喜納久都市計画課長 現在2つの手法があると考えております。文化財としまして、当時あったような文化財として復元する方向、これが文化財担当部局のほうでの整備手法。あと、現在中城御殿のほうで中城御殿の復元を行ってい

ると。これは文化財としての復元ではなくて、公園施設としての整備を行うというようなところで、そういういたいづれの手法が、この御茶屋御殿の復元において適切なのかというところをまた今後検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 今この文化財については、担当課は来ていらっしゃいますか。

○喜納久都市計画課長 本日は参っておりません。

○比嘉瑞己委員 ゼひ陳情者からのお話を聞いても、すごい熱意があって、長年取り組んでいるんですけども、皆さんこの処理概要方針たった4行で、あっさりし過ぎて、ちょっと冷たいなと思いました。ちゃんと担当する課も呼んで、もっと深める議論ができたらなと思いますので、御検討お願ひしたいと思います。

県はまたこれとは別に首里杜地区の整備基本計画も持っていますが、その計画との関係ではどういったことが言えるんですか。

○喜納久都市計画課長 整備地区、整備基本計画の中に、この御茶屋御殿の整備も位置づけられておりまして、そういういた首里杜のまちづくり構想の中でも、この御茶屋御殿については、取り組んでいくというふうに考えています。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 ゼひ県の計画の中でもしっかりと位置づけていただいて、国も市も一緒になって進められるように頑張っていただきたいと思います。

予算のこともあると思うんですけども、ただ一方で戦争で焼失した歴史もありますので、やはりこの戦後処理という問題でも、やはり戦争を起こした国の責任というのも問われると思いますが、国はどういった態度で今臨んでいらっしゃるんですか。

○喜納久都市計画課長 ワーキンググループのほうに国も参加しております、この整備に向けて、国も一緒になって取り組んでいくというようなところで考えています。国の支援の在り方については、今後また国と意見交換を重ねていって、熟度を高めていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 動き出すために県も努力していることがよく分かりました。次年度の方針はどういったものがありますか。予算措置等々あればお願ひします。

○喜納久都市計画課長 まずは今検討中の業務の中で、やはり課題が多くあるという中で、まず課題の整理を行って、そこで一つ一つ方向性を見い出していって、精度を高めていくというところで、現時点ではすぐに予算化をして事業化に着手するというところまでは至っていないのかなという感じです。今のところはまだ課題の整理を行って、そこで検討を進めていくという段階というふうに認識しております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 最後に部長にお聞きしたいんですが、今県が頑張って課題の整理をしているということなんですが、大変歴史的な、沖縄の誇る文化財だったと思います。琉球王朝時代にこの冊封使を歓待した迎賓館として、まさに今の万国津梁とか地域外交とかにも通じるものだと思いますので、この復元に対しては、多くの期待がこれからも広がっていくと思います。ぜひ県もしっかりと主体性を持って頑張っていただきたいと思うんですが、部長の言葉をいただきたいと思います。

○砂川勇二土木建築部長 都市公園課長からも答弁させていただいているところでございますが、県のほうで3案を今検討しております。それについてはワーキンググループもまだ開催されておりませんので、その中でもしっかりと議論をして、事業主体を含めて、議論をして、今後に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○仲里全孝委員長 比嘉委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 皆さん、お疲れさまです。

まず請願第9号、17ページのほうで、街路樹の植栽改善に関する請願とい

うところがありまして、それで記1として、集落内の街路樹を近隣集落と同様にヤシ科等の樹木へ変更することと、2、集落入り口までの一定区間の間引きをお願いしたいというふうにあります。それで対処方針として、街路樹植栽・維持管理のガイドラインを踏まえてやるということと、令和7年度請願第8号の1に同じというふうにありますけれども、これ内容は、具体的にどういうことを考えていますでしょうか、お聞きいたします。

○安里嗣也道路管理課長 請願第8の1、街路樹の管理を徹底することということがございまして、その処理概要ですが、「県管理道路における街路樹の剪定等については、主に交差点や信号機等の視認性を阻害する箇所を優先的に実施しております。また、交通安全上の支障がある街路樹などについて、伐採等を行っております。引き続き、必要な予算の確保及び、効果的・効率的な道路の維持管理に努め、交通安全確保に取り組んでまいります。」という内容となっております。

○下地康教委員 これは私も今回の議会の一般質問で取り上げた部分であります。それで土木建築部長、砂川部長のほうは、間引きも考えながら対応したいというふうにおっしゃっていましたけども、これ具体的にどういう考えですかね。

○安里嗣也道路管理課長 今回嘉手苅箇所はテリハボクが植えられておりまして、結構密な状態、2メートルぐらいですかね、ということで、そうするとやはり木に対してもよくないということと、あとは視認性も少し阻害するということもございます。そういうことがござりますので、途中の木を間引くということも今検討しているという状況でございます。

○下地康教委員 これ地元の土木事務所ともいろいろ話をしています。これは報告は受けていますでしょうか。

○安里嗣也道路管理課長 報告は来ております。

○下地康教委員 実際に作業としては、いつ頃入る予定ですか。

○安里嗣也道路管理課長 今すぐいつというのは今申し上げにくいんですが、調整して、予算との兼ね合いもあるんですが、何とか10本程度は間引くこと

はできるんじゃないかということで、今土木事務所とも調整しているという状況でございます。

○下地康教委員 これは今年度ですか。

○安里嗣也道路管理課長 今年度を予定しております。

○下地康教委員 こういうものはもう前々からそういう要望が上がっています。そして皆さん方は、その維持管理のガイドラインとか優先順位とか、いろいろおっしゃってきましたけども、今回の場合は、今年度しっかりと対応していただくという答弁をいただきましたので、ぜひこれよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、127ページ、陳情第131号の4、3、宮古島市において、住宅が非常に、若者の定住促進が喫緊の課題となっていると。つまり家賃が高騰して、なかなか若い人たちが賃貸に入れないというような中で、県としては、それをどういうふうに考えているのか、もう一度対応をお願いします。

○具志堅公子住宅課長 お答えします。

現在、県では住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への家賃低廉化事業を実施しているところです。低額所得者とか子育て世帯を対象とはしておりますけども、そういう方々を民間に入居していただけるという大家さん、市町村のほうが補助をするものに対して、県もその半分を補助するという形で支援しているところです。

○下地康教委員 これ従来のやり方ですよね。それでなかなか今そういう制度が、今の実態に合わない。要するに利用する人がいない。そういう中で、県としてはどういうふうに考えていますかね。

○具志堅公子住宅課長 宮古島市のほうからもそういうような相談も受けておりまして、どういったことが活用できるかということで、地域優良賃貸住宅の整備の情報提供であったり、宮古島市においては、市営住宅を活用した若者を入居できるように、一定の所得を有する若者が一時入居できるような地域対応活用計画というものを国に申請しまして、承認を得た上で市営住宅の空き家を活用した事業も実施しているところになっております。

○下地康教委員 現在いろいろな様々な支援制度というのを利用するをするという話をしているんですけども、これ実際活用されていないんですよ、なかなか。今宮古島市における住宅事情というのは、これ緊急事態です。もう災害に近いですよ。大体ワンルーム、新しいアパートが8万円から10万円すると言われています。それで2LDK、若い人たちの家族連れの住むようなアパートが15万円からあると。那覇市でもそういう住宅事情はないと思いますよ。そういう事情の中でも、宮古島の若者たちは結婚しても一緒に住めないと、実家に住んでいるというような状況が実態です。なので、緊急事態というふうに捉えて、时限的な方策、支援制度、例えば制度をつくったからといって、この制度が10年も20年も続くということではなくて、例えば5年間でその时限的な制度を利用して、今の状況を画期的に変えていくというようなことが、非常に必要だと思うんですけど、県としてはどう考えていますか。

○具志堅公子住宅課長 先ほどの住宅セーフティネットを活用した家賃補助につきましても、子育て世帯、補助制度を拡充する手法であったり、市営住宅のみならず県営住宅にもその辺を広げていくのか、活用のほうを。県営住宅も稼働率が高い状況なので、公営住宅の本来の入居者を阻害しない範囲内という活用の大前提がありますので、どういった手法ができるのかというのを、宮古島市と意見交換しながら、より効果的な取組ができるように検討していきたいと思います。

○下地康教委員 非常に今宮古島はもう災害に近い緊急事態です。そういう状況を、宮古島出身の砂川部長、どう考えていますかね。

○砂川勇二土木建築部長 宮古島市で若者が住宅に入れないという状況があるというのは、親戚もおりますし、いろんな情報としては聞いております。ただ下地委員のおっしゃるような、仮設でとか、そういうことについても、確かにありかもしれないなというのは思うんですけども、その補助事業とか、そういうところも今はないというのが実情でして。

ですので、地域優良賃貸住宅とか、あと定住促進住宅で別のメニューもあつたりしますので、その辺りちょっと宮古島市ともしっかり意見交換をしながら、何か活用できるものはないかというのを検討していきたいと考えております。

以上です。

○下地康教委員 ありがとうございます。

こういう住宅問題が言われて、もう四、五年たっています。そういう意味でなかなか進まない状況がありますので、どうかその地元の市町村としっかりといろいろ意見交換をしながら、その改善に努めていただきたいというふうに思っております。

次に28ページですかね。これは28ページと言っていますけれども、陳情令和6年第72号の4、離島・過疎地域振興に関する要望事項、これは冒頭が19ページから始まっていますけれども、私がちょっとお伺いしたいのは28ページ、宮古空港について。平行誘導路の設置、また駐機スポットの増設が求められているんですけども、それに対しては事業化に向けて調査検討を終えたことからというふうにありますけれども、この調査検討というのは、どういった調査検討をされたんでしょうか。

○大城良和空港課長 お答えします。

近年、宮古空港で旅客数が増加傾向にございます。地元自治体や航空会社等から整備要望がございます。航空機の大型化等による整備の必要性を、エプロンとか、あと平行誘導路なんんですけど、検討するために令和6年より調査業務を実施しているところでございます。

以上でございます。

○下地康教委員 調査検討を終えたと。この内容は今ちょっといまいち聞き取りづらかったんですけども。

○大城良和空港課長 具体的な検討した整備内容について答弁させていただきます。国交省とこれから調整であり、事業化に向けて調整していくことになっていますので確定ではございませんが、大型機対応の駐機スポット、現況1か所ございますが、それを2か所にするとか、あとはエプロンですね、誘導路のセットバック、あと予備スポットを大型機の駐機ができる形にすると、あと平行誘導路の設置、そういうものをやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○下地康教委員 それと平行誘導路は、以前私一般質問で質問したことあったんですけども、平行誘導路の計画構想はあると。用地もそれなりに確保というか、平行誘導路ができるような用地もあるというふうに答弁をいただいたことがあるというふうに記憶しているんですけども、それで平行誘導路の話と

いうのは、具体的に国との調整というのは、テーブルにのっかっているんですかね。

○大城良和空港課長 調査が、処理概要に書いてあるとおり、終わったばかりなので、来月国交省と平行誘導路の設置に向けた事前調整をしていきたいというふうに考えてございます。

○下地康教委員 それと、エプロンですね。今エプロンが狭いということで増設をお願いしているんですけども、今宮古空港のエプロンの利用状況というのはどういう形になっているか、把握していますでしょうか。

○大城良和空港課長 遅延状況について御説明いたします。繁忙期が8月になっていますが、到着便、出発便とも、遅延が日常的に発生している状況を確認してございます。あと定刻を超過する便が過半数を占めていると。30分を超える便も毎日のような頻度で数回発生している状況というのは把握してございます。

以上でございます。

○下地康教委員 今宮古空港で駐機場というかエプロンは、同時に何機とめられますか。

○大城良和空港課長 予備スポットを含めまして、5スポットございます。同時に駐機できるということになってございます。

○下地康教委員 5機というのは、これは多良間行きのR A Cも含めての5機でしょうか。

○大城良和空港課長 まずスポットは、大きさがそれぞれ大型機用のスポットもありますけど、多良間行きのR A Cの飛行機も含めて5スポット、5機同時に駐機できるものになってございます。

今、宮古空港のスポットにつきましては、中型ジェットがとまれるのが1スポット、小型ジェットが2スポット。あとプロペラ機が2スポットということになってございます。

○下地康教委員 つまり今ボーディングブリッジというのは3基ですね。宮古

空港。それで3基でR A Cが今ステップから、地上のステップがやっていますけれども、タラップというんですかね。今実際動いているのは、R A Cがとまっていないときに4機入れているんですよね。4機。ボーディングブリッジは小型、中型の分、入れているんですけども、中型をもう1基入れて、これをタラップ方式で入れているはずなんですね。これは確認していますか。

○大城良和空港課長 ボーディングブリッジにつきましては、3基ございます。なので、1つはタラップ方式という形になってございます。

○下地康教委員 要はこれだけ混雑をしているということですね。宮古空港。なので早急にスポットをしっかりと整備していただきたいと。先ほども答弁いただいたように、これ平行誘導路の話だったんですけども、スポットも併せて、国交省と今年度から協議をすると、始めるという認識でよろしいですか。

○大城良和空港課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 もう本当に今宮古空港はピークになると、チェックですか、安全チェックというんですかね。それを通過するのに下手すると1時間ぐらい待ってしまうというような状況が発生しています。ということは、やはり飛行機がとめられないから、そういう状況が発生するんですね。要するにダイヤを組めないという話ですので、ぜひその辺りもしっかりとやっていただきて、今回、今年から国交省と具体的に整備の話が進むということですので、ぜひそれをまたしっかりとやっていただきたいというふうにお願いしまして、終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 よろしくお願ひいたします。

それでは77ページ、陳情令和6年第213号、県による開発許可制度の運用とは正についてなんですけども、処理概要にありますとおり、処理が行われているのか、進捗状況を伺います。

○知念秀起建築指導課長 開発許可後の進行管理について、見直しを行ってお

りまして、開発許可後2年を経過して、工事着手を行っていない、一定規模以上の案件につきまして、申請者等に文書で通知し、進捗状況の報告を求めたところでございます。現在報告の確認中でございますが、報告がなかった大規模開発等の案件につきましては、個別に聞き取り等を行っていく予定でございます。

以上です。

○新垣光栄委員 何か所かあると思うんですけども、この白保リゾートに関しては、いつ報告をするようにということで通知を出したのでしょうか。

○知念秀起建築指導課長 本案件につきましては、既に工事着手年月日等が記載された変更届が提出されております。

以上です。

○新垣光栄委員 提示されているのは分かるんですけども、一定期間を経過した、工事着手を行っていない申請者になっていると思うんですよ。そこで報告書を求めるということで、今処理概要に書いているわけですから、そういう報告書を求めているのかいないのか。

○知念秀起建築指導課長 変更届を提出されておりますが、一応報告も求めているところでございます。

○新垣光栄委員 求めているということは、相手側から報告、皆さんのが求めた報告書の内容に回答が来ているということで理解してよろしいですか。

○知念秀起建築指導課長 そのとおりでございます。

○新垣光栄委員 またしっかりと、この陳情書からの求める要請が、私は理にかなっていると思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それにも関連します。次は、97ページ、陳情第50号。西原町、これ一般質問でもさせてもらいました。西原町の地滑り地域に対する質疑を行います。西原町で、私たち委員会でも現場を視察し、現地踏査を行ってきました。この原因は西原町の災害の対応の遅れや、県の、指導的立場にある皆さんのが対応の遅れが事態をさらに悪化させていると思います。

そこで、一般質問ではあまり時間がなくて聞けなかつたんですけども、都市計画法違反、そして建築基準法違反、道路法違反、農地法の違反、県土保全条例違反等が疑われるということで、前回の委員会でお聞きしました。そういう、そのような対策、今回は対策としては、農地法ぐらいになっているんですけども、一つずつ、皆さん、どのような違法が疑われるのか。各課よろしくお願ひいたします。

○知念秀起建築指導課長 建築指導課は、都市計画法と建築基準法を所管しております。現在、都市計画法の手続を経ないまま設置されたコンテナ等の建築物が複数ありますと、事業者に対して、当該法令に係る是正指導をこれまで継続して行っているところでございます。ただ一部の建物を撤去するなど指導に応じている部分もございます。

次に、建築基準法ですが、建築基準法につきましても手続違反がございますので、都市計画法と同様に是正指導を行っているところでございます。

以上です。

○安里嗣也道路管理課長 道路区域内にコンテナとか、あとトンブロックとかということで、不法に占用されているものが、道路法の不法占用に当たるということで、これを撤去するようにということを指導しているという状況でございます。

以上です。

○長濱泰農政経済課主幹 お答えいたします。

農地法におきましては、当該案件においては、転用許可を得ずに資材ヤード等として利用していることから、農地法第5条違反となっております。農地法違反の箇所については、農地法に基づき農業委員会と連携し指導を行っていくとともに、西原町農業委員会からの報告等を踏まえまして、県からの是正指導とか勧告など必要な手続を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○新垣光栄委員 以上ですかね。県土保全条例違反の疑いはないんでしょうか。

○名嘉健県土・跡地利用対策課班長 県土保全条例についてお答えします。

県土保全条例第6条では、3000平方メートル以上の一団の土地について開

発しようとする事業主は、知事の許可を受けなければならぬと定められております。同条例では、都市計画法などの他法令に基づく開発行為は適用除外となる場合がございます。これまで当該箇所は土木建築部や農林水産部より、関係法令に基づく指導を行ってきております。当該箇所が県土保全条例の対象となるかについて、今土木建築部と都市計画法における取扱いについて確認を行っているところです。

以上です。

○新垣光栄委員 最初の許可は面積的に小さかったと思うんですけども、だんだん規模が大きくなっていて、私は、県土保全条例にも該当するんではないかなと思っておりますので、しっかりその辺を、皆さんと連携しながらやっていただきたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

そして、この県のそういう違法状態を、先ほどの海砂の件もそうだったんですけども、ポンプも確認しないで、そういう許可権者の皆さんと、県が、そういう監督責任を果たさないということは、本当に自分たちの業務の放棄にしかならないと思います。そういう意味で、もっとしっかり許可するんだから、しっかり自分たちの法制を守るというのが当たり前のことだと思います。

先ほどのように、該当しないんじゃないとか言つては、私たち市街化調整区域に何をすればいいの。迷惑施設、そしてごみ捨場、そういうのをしっかり守るために、皆さんには区域区分だったり、整備をやってきたわけですから、しっかりその辺を監督しないで、いい環境ですから、市街化調整区域のままでいましょうなんて言えないですよ。いい地域ですから、ヤンバルの自然を壊さないようにしてくださいとは、なかなか私は言えないと思います。皆さんにしっかり指導的な立場で、監督責任を果たすからこそ、沖縄の景観や風景、現風景を守れると思っておりますので、しっかりこの辺をやっていただきたいと思いますけども、部長、答弁をお願いします。

○砂川勇二土木建築部長 土木建築部の所管する道路法、都市計画法等につきましては、これまでも一応指導については継続してやってきております。事業者のほうとも連絡を取りまして、是正計画とともに提出してもらって、今いろいろと指導を続けているところでございますので、これからも引き続き指導等を行いながら、事業者と意見交換しながら、早期の是正に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○新垣光栄委員 しっかりよろしくお願ひいたします。

この白保の件にしても6年とか10年たっていますので、私はこれをすぐやるところ、本当に課を1つつくってもいいのではないかなどと思うぐらいですよ。1つの課に任せているとなかなか連携もできないし、一つそういう対策課をつくったほうが、もういいのではないかなど思います。

そこでまた盛土規制法についてお伺いします。この盛土規制法、一般質問でも答弁がありましたけども、現状を細かく教えていただけないですか。

○知念秀起建築指導課長 農地規制法の状況ですが、県では宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に基づく基礎調査を令和6年度から実施しており、令和8年度に同法に基づく規制区域を指定し、規制開始を予定しております。

以上です。

○新垣光栄委員 この盛土規制法によって、ある程度強制的に原状回復なりができると思っております。沖縄県は全国的にもこの規制が遅れていると思いますので、しっかり、いつ施行できるのか伺いたいと思います。

○知念秀起建築指導課長 現在のところ、令和8年度中ということを目指しておりますが、ちょっとまだ令和8年度のどの時点からとは定めてはいないですが、なるべく早めに規制を開始できるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員 しっかり、施行が早くできるようによろしくお願いします。

そして私がもう一つ、この西原町の池田で懸念しているのが、先ほどもありましたけども、ヤンバルの護岸の災害復旧事業の流れの表を見ていると、やはり災害から3か月以内に申請しないと、なかなか予算が下りないということで、池田はもうこの災害復旧事業としては、予算は取れないのかどうか。ほかの予算があるのか。

○安里嗣也道路管理課長 当初より、まずは自然災害で起こったものかどうかが、これもまだよく分からぬという、原因者が民間の事業者がやっているということと、あと最初の原因が起つてから、大分期間が経過するということですので、災害復旧の対象にはならないというふうに考えております。

○新垣光栄委員 そうしたら本来災害復旧であれば、予算措置がやりやすいんですけども、これはそうしたら復旧をするために、道路の開通の復旧をするため、これは西原町の予算なのか、県の予算でやっていくのか。

○安里嗣也道路管理課長 今回の場合、今盛土がされているということで、自然災害とはちょっと違うんですが、この辺りは基本的にはその原因を発生させた当事者がやることになるかと考えております。ということで、今西原町はその辺について、道路法で、原因者がそういった道路の機能を保全しないといけないということが道路管理者としてありますので、その辺りを県としても西原町に対して、いろんな法的な助言とか、そういった方法をやっていきたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員 そういう状況もあるからこそ、県は早めにしっかりとした結論を出して、対応をやっていただきて、しっかり進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、私も先ほどの比嘉瑞己委員の陳情第111号、第112号、第150号、海砂の採取について、皆さん、どのように考えているのか、自然の保全という観点から、環境基本法の中では、環境の保全は環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われるものということがあります。未然の防止原則、予防原則を定めている中で、皆さん、これに関して、私はこの海砂の採取で砂浜が減ったり、護岸が浸食されているのは、自然環境の問題、保全の問題だと思うんですけども、環境の問題にどういう認識なのか伺います。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

海砂利採取の件についてですけれども、県内では海砂利が建設用骨材として必要不可欠なものでありますので、その採取の規制については、根拠を持って慎重に行うべきだと考えております。

有識者からは規制を実施する前に、海底地形の調査や海砂利採取後の影響について、調査すべきであるけれども、これまでそれを評価した知見がないということで、手法が確立していないことの意見が出ております。そのため県のほうでは今後の海砂利採取の在り方について、検討していく委員会等を、設置に向けて検討を進めている状況であります。

以上です。

○新垣光栄委員 この国土交通省の有識者会議で提出されて、砂浜の保全に関する経緯という中でも、謝敷海岸は本島の東海岸で1番のウミガメの産卵地であるが、沖での砂の採取や台風の影響により浸食が進行しているという報告があります。それに報告書ももうできていますので、沖縄県でもしっかり調査をしていただきたいと思っています。どうでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

海岸侵食の原因に関しては、台風の来襲とか気候の変動とかいろいろありました。海砂利がどういう形で浸食に関わっているかというのは、先ほど有識者の話もありましたとおり、はっきりしていないということが、私どもヒアリング等で確認されており、その辺の規制とか状況に関しては、今後検討して、委員会等の中で、ちょっと有識者等また関係機関等々と議論していきながら、どういう形を取っていくかというのを進めていきたいなと思っております。

以上です。

○新垣光栄委員 ぜひ有識者の皆さんを交えた検討委員会で、しっかり議論していただきたいと思います。

私たち沖縄県、建築資材として海砂利を使っているんで、禁止することができないと思います。どうしてもできない。それで一時期は台湾の、中国の海砂を、安い川砂を使ってやっていたことがあるんですけど、今はもう中国も、台湾も禁止ですよ、ほぼ取れない。そういう中でやはり大切な私たちの建築資材、財産ですし、国連の報告にもあるとおり、今世界で1番重要な建築資材は砂だと言われているぐらい重要で大切なものだと思います。それで今、瀬戸内なんかはもう全面禁止になっているところもある。そういう中で、沖縄県は、もう採取現場がもう何十というぐらいあるんですよ。そのデータをしっかり皆さんのが持ておかないと、今後建築単価が今でも1坪120万円、宮古では200万円に近いじゃないですかね。もう若者が建築できない時代、家を持てない時代になっていくと思います。それももうそういった大切な私たちの資源をしっかり後世に守っていかないといけないし、自然を守りながら、そういう意味でもしっかりモニタリングして、どの量であれば取っていい、これ以上取ると環境に影響するというのまでしっかり調査していただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 すみません、繰り返しになりますけども、今後の海

砂利の採取の在り方については、委員会等を設置に向けて検討しております。その中で、有識者の方々であるとか、関係者の方々であるとか、影響する関係の皆様からの意見も聞きながら、どのような形で海砂利の採取の方法を考えいくかというのを議論していきたいと考えております。

以上です。

○新垣光栄委員 それではいつ頃を予定しておりますか。

○又吉一誠海岸防災課長 今この有識者委員会等の設置に向けて、これまで調査をした有識者の方々にお話を聞いていて、どういう方々の面々で、委員会を設置したほうがいいのかとか、その委員会の中でどのような議論をしたほうがいいのかという議論に向けてどのような調査とかそういうのが必要なのかというのを意見交換しながら、まずは設置に向けた議論ができる場を設けていきたいなと思っていますので、ちょっと今、ヒアリングの最中なので、具体的にいつまでとか、そういう話はちょっとできないんですけども、早期にその辺の開催ができるよう、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○新垣光栄委員 しっかり次はいつできますという答弁をいただきたいんで、しっかりやっていただきたいと思います。

最後になりますけども、64ページと135ページになりますかね。

すみません、景観の話になってくるんですけども、ガイドラインと新規陳情があった、両方から。今沖縄県しっかり雑草対策は、本当にもう皆さんのがんばりでよくなっていると思います。先ほども言われていたんですけども、高木に関しては、間引きしてやるのはいいんですけど、そこにお金がかかり過ぎます。それよりは剪定のほうがまだいいと思いますよ、高木を伐倒して、中木にすると、トラックとかそういうもの、また車の邪魔になってきますんで、しっかり高木は伸ばして、剪定をして、仙台のようなしっかりとした並木を作らないと、これは沖縄の景観は守れないと思います。

先ほど、高木を伐倒して、中木に変えていきます。これはもう全然景観上、間違った考え方だと思いますけど、どうでしょうか。

○安里嗣也道路管理課長 間引く場合の基準として、交差点とか、視認性が悪いところと、あと根上がりしたりして、木が大きくなり過ぎて、少し歩道の舗装を傷めたりとか、そういったところを間引くとかということと、あとは密集

しているということで、木にお互いの木が、生育にあまりよくないとかというのもございますので、その辺を見極めながら間引くという作業をしていくというふうに考えております。

○新垣光栄委員 そのようであればいいんですけども、片っ端から伐倒して、もう城間の国道を見てください。一つも木がないですよ。もうあれは恥ずかしい状況です。ああいう状況になったら、確かに費用はかかると思いますけども、沖縄らしさというのは全くないです。新しい国道なのに一本も木が生えていない。まだ旧国道にはガジュマルがあって、そのほうがまだ沖縄らしいと思いますんで、しっかりそういう計画も踏まえて、高木、中木の役割、低木の役割があると思いますんで、しっかりやっていただきたいと思いますんで、先ほどのように電柱にかかるから、予算がないので後から伐倒しますというのは、ナンセンスだと思いますんで。

私たち、電柱は電力さんに貸しているわけですから、向こうが私たちの街路樹に邪魔にならないようにやるのが当たり前じゃないかな。逆ですよ。電柱の邪魔になるから、県の財産を切ってしまえじゃなくて。邪魔になるんだったら、貸している電柱の管理者がしっかり電線の管理者がしっかり対応するのが当たり前だと思ってますんで、考え方を変えていただきたいなと思ってますんで、よろしくお願ひします。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 97ページ、今の新垣委員の。陳情第50号の池田地内の地滑り箇所の危険除去の状況について伺いますが、そこに土砂を捨ててもいいという開発許可はどこが下ろしたんですか。

○知念秀起建築指導課長 ここに土砂を捨ててよいというような許可は、恐らくどこも許可等はしていないと考えております。

○喜屋武力委員 無許可でこれは開発行為が行われているんですか。

○知念秀起建築指導課長 少なくともこちら都市計画法を所管しています。都市計画法上の許可は取らずに、造成等を行っていると考えております。

○喜屋武力委員 それだったら完全に違法性があるということを県は分かっているんですよね。どうですか。

○知念秀起建築指導課長 それぞれいろいろな法律がございますが、都市計画法の観点からは、手続違反というふうに認識しております。

○喜屋武力委員 そういうことなのに県が何も指導ができないということがちょっとおかしいんじゃないですか。どうですか。

○知念秀起建築指導課長 これまでも指導を行ってきておりまして、また今後搬入している土砂等については、瓦礫等の分別を行いながら、随時搬出を行っていると報告を受けております。実際の現場において搬出されつつある状況も確認しております。

以上です。

○喜屋武力委員 私も現場へ視察してきましたが、完全にあれは産業廃棄物だなというのもたくさんありますが、県の職員も町の職員も見ていると思うんですけど、それについてはどのような考えを持っていますか。

○金城孝一環境整備課班長 委員御指摘の産業廃棄物の関係から申し上げると、事業者は解体工事を含めた建築工事から、自社が請け負った解体物を現場から保管場所として当該現場で保管していると聞いております。その現場で集まったコンクリート片から鉄筋等を抜くというような行為を行いながら、廃棄物の分別を行なながら、その後処分をしているというふうなことで聞いております。

○喜屋武力委員 この今の現状と前の現状と比べて、土砂はどれぐらい多くなっていると、大体状況から分りますよね。その隣に県の土地があるということで、県の土地にも入っているというお話がありましたけど、これは県も認めて、させているような感じで見えますけど、これはどうですか。

○安里嗣也道路管理課長 県の土地に、道路区域に、そういうものを置いてはいけないので不法占用となりますので、それについては撤去するように、指導しているという状況でございます。

○喜屋武力委員 ちょっと弱すぎるんじゃないかなと。ああいった業者、解体業者はこの請負の免許を持っている会社だと思うんですが、そういうことをすることによって、本当は、ペナルティーを与えたり、そういうこともあると思うんですが、これはどういった方向性でやっているのか、これについて聞かせてください。

○安里嗣也道路管理課長 先ほど申し上げたのは、トンブロックとかコンテナが不法占用として置かれていたのは認識していたんですが、今のこの破碎されたコンクリート片とか、そういうもののまで入っていたというのは、ちょっとまた確認して、そういうのがまだ続いているようであれば、それも道路区域から撤去するように指導していきたいと考えております。

○喜屋武力委員 下の町道ですか。町道までこの土砂が流れているのに対しては、この下の土地の土だから自分たちと関係ないというような感じで私は聞いています。でも、上からの土圧によって下のこの土地が押されて、それが寄って、擁壁の上の土地が、町道に落ちているような感じなんですよ。それ、私が見てもそういうふうに見えたんですけど、県の職員としてはどういうふうに考えていますか。

○知念秀起建築指導課長 当該事業者に対し、土砂崩壊について対応させる場合につきましては、事業者の造成行為等、周辺の土砂崩壊の因果関係を明らかにするとともに、どのような法令に基づき対応させるのか検討が必要になるものと考えております。

以上です。

○喜屋武力委員 やはりこんな傾斜地で埋め土を行う場合は、証拠を立てて、隣の土地に害がないように対策を取ってからやるべきものだと、私は、自分も同じ仕事をしていますんで、そういうことを考えてやっていますが、何かこんな対策も取らずに、ただあんな急斜面な傾斜地に土を運んできてこれを捨てたら、やはり下の土地に影響があって流れるのは当たり前だと私は思っています。そのままだったら、上にあったあれば、もし大きい台風なんかが起こった場合に、高速道路まで害を及ぼすような感じがするんですが、県は早急に対策をせんようにすることはできないんですか。

○知念秀起建築指導課長 今建築指導課のほうで、7月に是正勧告書等も送付しております、これまでに盛土等を行った位置とか総量も含め、改善に向けた工程計画等報告を求め、把握に努めている状況でございます。

以上です。

○喜屋武力委員 先ほどのところは、下からの波の圧で崩壊された。また、上からの土の圧がかかって崩壊するおそれもあるんですよ。そういうやり方について、やはり指導して、やはり何回も指導しても聞かないんだったら、勧告通知など出すべきじゃないかなと私は思いますけど、どうでしょうか。

○知念秀起建築指導課長 まず、先ほど申し上げましたが、7月に是正勧告書を送付しております。それで勧告に基づいて今指導を行っている状況でございます。

○喜屋武力委員 それによって、この町道が使えなくなっているのは見ていますよね。これ誰が一番迷惑しているのか、大体分かっていると思うんですが、これについては、10年間そのまま、そういうふうになっているというような話を聞いていますけど、県はこの10年間何をしていたのかなということについて、答えられる方、答えてください。

○知念秀起建築指導課長 本件につきましては、平成28年から、当初は中部土木事務所建築班において違反指導を開始しております。令和3年には当該事業者から現場の改善に向けて計画書の提出があり、一部履行されましたが、原状回復には至っていない状況であります。また当該敷地については、先ほどもありました複数の法令違反が確認されており、各法令を所管する部署がそれぞれ違反指導に当たっておりまして、合同での現場立入、是正指導も、これまで実施しております。ですので、ここ10年ずっと指導をしてきているという状況でございます。

以上です。

○喜屋武力委員 やはりこういった町民、こっちを利用している人たちに迷惑をかけているということを、完全にもう目に見えていることは、指導だけでは止まらないと思いますんで、現状はやはりこの業者に勧告通知を出して、免許停止するような感じでしなければ聞き入れないと思うんですが、どうでしょうか。

○金城孝一環境整備課班長 委員御指摘の産業廃棄物の観点からのみで先にお答えさせていただきますと、当該事業者、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている業者になります。廃棄物処理法の観点から申し上げると、欠格要件等、いろいろ審査しながら、許可更新を行っていますが、現状のところ、廃棄物処理法上で、許可を取り消すとか、更新を不許可にするというような要件が該当しないものと考えているところでございます。

○大湾朝亮技術・建設業課長 お答えします。

申し訳ございませんが、この業者が、解体業等の許可を受けた業者かというところが、今ちょっと確認できておりませんので、ちょっとお答えするのは難しいんですけど、もし許可を受けているというのであれば、建設業法に基づいて対応を検討したいというふうに考えております。

○喜屋武力委員 やはりこの町とかそういったところに、市民、県民に迷惑をかけているというんだったら、やはり裁判を起こすのにも、何を起こすのにしても、やはりこれ原状に回復させるのが当たり前だと思いますんで、ぜひ県のほうも、そういった対応を考えて、この業者に厳重注意して、回復に向けて頑張るよう、お願いを強く求めておきます。

次13ページ、陳情令和6年第9号うるま市の川田の急斜面、地滑りについて、これについてはこの台風6号の影響で、この地滑りが起こって、下の何軒か、立ち退きして今は住んでいないような形になっていますが、県はこれに対して、緊急に対策すべきじゃないかなということですが、進捗状況について教えてください。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えいたします。

今県のほうでは、こちらの部分の区域指定に向けて作業を進めておりまして、まず地権者の同意が8割程度得られれば、急傾斜地崩壊危険区域の指定の手続に入っていくという予定になっておりまして、現在筆ベースで66%の同意を得られている状況です。今後8割程度まで同意が得られましたら、急傾斜地崩壊危険区域の指定手続に入りまして、事業化に向けて進んで手続を進めていこうと考えております。

以上です。

○喜屋武力委員 1番の交渉するところは、こののり面の地主だと思うんです

よ。こののり面を強化するためにはこの土地はもう放棄しないといけないような形になりますよね。地主はもうこれ使えないですよね。土地買上げすることもしないで、これは当たり前にのり面の地主がやるべきだという話をしています。県の対策事業でやるということになった場合には、地主は自分の土地であるんだが、自分の土地ではなくなる、利用ができなくなるということを前にも申し上げたんですが、これに対しては、この地主はオーケー、話はついているんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 今日はこの急傾斜地崩壊対策事業につきましては、本来土地の所有者が斜面の安全対策を実施するべきところを、ある程度その被害が想定されるところに関しては、県が代わりに対策する事業となっております。そういう事業の特質がありますので、事業に当たっては、土地の取得をするのではなくて、土地所有者から施工の同意を得た上で、対策することになりますので、県がこの斜面の土地を購入することはありません。

以上です。

○喜屋武力委員 それは先ほど私も分かっています。同意を得るためにどういった話し合いを持って、相手を説得できているんですかという話です。

○又吉一誠海岸防災課長 繰り返しになりますけれども、この斜面をそのままの状態で残しておきますと、土地所有者が災害に対しての責任を負うことになります。それをそのまま皆さんの同意を得なければ、県のほうはその対策ができないものですから、それを県のほうが代わりにやることの上で、同意をもらって対策をしていくということを説得しているところであります。

以上です。

○喜屋武力委員 これはまだ同意は得られてないという考え方で、見ていいんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 先ほどお答えしましたけれども、筆ベースで66%の同意は得られております。

以上です。

○喜屋武力委員 いつ頃から、着工、これ施工する予定が立てられるのか、これについて。

○又吉一誠海岸防災課長 うるま市と連携しまして、同意取得に取り組んでいるところでありますて、先ほども申し上げましたけれども、大体約8割程度の同意が得られない限りは、区域指定ができない状況です。そういう状況ですので、今現時点でいつ事業に着手というのが明確にはお答えすることができません。

以上です。

○喜屋武力委員 6割まで来て、あと2割同意できれば、県がこれはやるということで考えていいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 まずは、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めていきます。進めて指定のめどが立ちましたら事業化に向けて予算の要求等やっていくんですが、対策をする場所、例えば構造物を造るところの同意が得られていない状態であれば、事業化はできませんので、その辺の確認も含めて進めていくことになると思います。

以上です。

○喜屋武力委員 これは市のほうが、この地権者に対しては、交渉しているんですかね。県のほうがやっているのかな。

○又吉一誠海岸防災課長 この対策事業のほうは、地権者とか地域地元の方々の要望を受けて、県のほうが対策をしていくことになります。今回地元のほうからも要請がありますし、うるま市からの要請も出ております。同意書の取得に関しては、あくまでもうるま市のほうが主体となって進めていくことになります。ただ私どもの説明も、協力して一緒になって連携して、取得を進めていくということにしております。

以上です。

○喜屋武力委員 それでは言い方を変えますけど、何年以内にめどをつけてやりたいと考えていますか。

○又吉一誠海岸防災課長 繰り返しになりますけれども、同意が得られない限りは、県のほうが区域指定の手続に進んでいけませんので、その同意の状況にもよりますので、今明確に何年以内とかそういうのはちょっとお示しすること

ができません。

以上です。

○喜屋武力委員 同意を得るのが、だから私も1番これ困難な事業だなというのは分かっています。その中で、どういうふうに相手に会って接触して、同意を得るために、どういった話しをして、どうやったら早めにできるように、これは県がどういったことをやっているのかという、もうちょっと詳しい中身が知りたかったものですから、ただ電話してお願いできませんかだけでは多分進まないと思うんですよ。だからちゃんと接して話して、こういったあれですよ、もしあれでしたらあなたのほうに責任がありますよというような感じで、こういったことはちゃんと伝えてありますか。

○又吉一誠海岸防災課長 区域指定、同意に向けての説明会等もやっておりますし、うるま市のほうが主体的にやっていただいているんですけども、その説明とかは土木事務所のほうも連携して対応しておりますので、必要に応じて県のほうも一緒にになって、同意取得に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○喜屋武力委員 例えば、地滑り対策をした中で、土地の地権者がこの土地はもう完全に使えなくなりますよね。自分の土地であるのに使えなくなる。名義上は自分の土地になっているんだけど、それなりの税金はまた出ると思うんですが、これに対してはどういうふうに考えていますか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

固定資産税の件に関しては、今回のこの斜面の形状とかそういう形は、県が対策をしても何も変わらないので、基本的な固定資産税としては今でも使えない状態の土地ですので、変わらないとは思われますけれども、ちょっとうるま市のほうから聞くところによると、程度は分かりませんけど、若干固定資産税が下がったりすることはあるということは聞いております。具体的な数字というのはちょっと把握はしておりませんけれど。

以上です。

○喜屋武力委員 相手側としても、やはり使えない土地は持っていてもどうしようもない。それに対して税金が出てくる、また子や孫に引き継がなきやいけ

ないんですよね。子や孫もこういった利用もできない土地、何もできない土地を受け入れることできないと思うんですよ。そういうときになった場合には、この土地は県のほうで見るんですか。放棄した場合には。

○又吉一誠海岸防災課長 繰り返しになりますけども、今回本来なら土地の所有者が対策をするべき対策を、県のほうが代わってやる事業となっておりますので、県のほうがこの土地を取得するということは、できることになっております。

以上です。

○喜屋武力委員 課長、だからこの土地の主としても、自分の土地でありながら自分の土地でないものになってしまうものですから、そういうものは中身をちゃんと話しなければ、同意を得られないと思いますよ。だから、そういうことに関して、どういうふうな対策を取っているのかというのを中身で聞きたかったんですけど。

○又吉一誠海岸防災課長 この同意を得る段階で、地権者の土地の所有者のはうには、その旨は重々説明をして、もちろん説明会等でも説明はしておりますし、その同意をいただきに行くときにも、この説明はしているということで伺っております。

以上です。

○喜屋武力委員 早めにこれが進むように努力してくださるようお願い申し上げておきます。

もう一つだけ26ページ、陳情令和6年第72号の4(12)、これ久米島ですかね。兼城港におけるマリーナがあるんですが、ヨットハーバーですか、整備状況について伺います。

○高良亨港湾課長 久米島の兼城港、マリーナを整備することということで今現状のはうはございませんが、町長のはうから、そういう話を伺ってございます。また久米島町としても、その旨ちょっと絵を描いていると、一緒にやってくれないかという話を受けてございますので、その辺、町の上位計画とか、その辺りを意見交換しながら、その辺りは、実際県がどのように取り組んでいくか、町としてもどういう形で、どういうスパンで取り組んでいくかというところで今議論を始めているところです。

以上です。

○喜屋武力委員 このマリーナの運営と経営状況内容について、把握している
んだったら教えてください。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部からマリーナは構想中でまだ存在しないことの説明
があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 分かりました。すみません。

次、32ページの陳情令和6年第97号、沖縄県総合運動公園庭球場の改修工事についてお聞きします。砂入り人工芝コートにすることで、これは車椅子テニスの大会をはじめ、国際大会の誘致可能になるようということでなっていますが、この県のテニスコートは20くらいあるのかな。これについて何コートくらい整備しようと思っているのかな。それについてお答えください。

○喜納久都市計画課長 お答えします。

まず、県総合運動公園には16面コートがございまして、これは現時点で人工芝のコートになっているというところでございます。これは両団体のほうが、全面ハードにしてほしいと、あとは、現在の人工芝で残してほしいというようなところになっておりまして、これについてはちょっと今、両団体と意見交換をして、かつ国民スポーツ大会に向けて、どういった整備が望ましいのかといったところを検討していると。両団体と意見交換しながら、国民スポーツ大会に向けて、どういった整備が適切なのかというところを検討しているというようなところでございます。

○喜屋武力委員 令和16年に沖縄国体が開催されるというような話も聞こえますんで、やはり障害のある方も、そういったテニスコートが使えるような、一部でもいいですから、そういったものがあればなというところ考え方もありますんで、そういった話も打ち解けて、話を進めてこれたらいいなと考えていますので、ぜひよろしくお願ひします。

もう一つだけ、41ページの陳情令和6年第124号、南部東道路の早期開通、つきしろＩＣからの早期実現を求める陳情が上がっていますが、平成23年4月に着手されて、2車線での供用区間2キロメートル分が、27%にとどまっていると。今後の県のこの対応についてお聞かせください。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

現在南部東道路につきましては、区間3の2キロメートルを、今暫定2車線で供用開始を行っているところでございます。残り3区間、1、2、4工区ありますが、現在区間2と区間4のほうを優先して整備を行っているところでございます。あと、南城つきしろインターからの延伸につきましては、今現在事業中の箇所の進捗状況も見据えながら、引き続き南城市と意見交換を行なながら、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○喜屋武力委員 大型商業施設コストコがオープンして、相当この辺も混雑が、交通渋滞がもう激しいということを聞いております。それに向けて、やはり混雑しないような方法として、今できるようなことはどういうふうな対策を取っているのか。これについて分かるんだったら、教えてください。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

確かにコストコのほうがオープンした際には、一時渋滞のほうは発生しておりましたが、現在目立った渋滞は今のところ発生してはいません。なので取りあえず今現状の交通量とか交通状況を見据えながら、もし対応が必要であれば、そのときまた検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○喜屋武力委員 あと最後に一つだけ、54ページの陳情令和6年第150号中城湾新港地区の、令和6年4月に台湾で発生した地震で津波警報があつて、ここで働く7000人余りの人たちが避難をするときに、相当交通渋滞に巻き込まれて避難ができなかつたということもあつて、またこの橋の強化工事ですか。それがほとんど進んでいないということで、これに対して、県は何を考えて、橋の強化工事をやっているのか。なぜこの橋の強化工事が進まないのか、これについて、教えてください。

○高良亨港湾課長 現在、中城湾港新港地区、出島のほうですが、本島側の南

のほうから、海邦橋、州崎橋、津梁橋、肝高橋と4つの橋梁がございます。1番最近、直近での肝高橋、1番北の道路はこの耐震補強というのはもう新設されていますので、これはオーケーです。今、南のほうの海邦橋、最初の橋、この橋梁はもう前年度で終わってございまして、次の南から2番目の州崎橋、その耐震補強を今実施しているところというところで、事業的には、整備率も、2橋のうちの1橋は終わっていますので、50%以上は行っていますので、今この耐震補強の整備を推進しているというところでございます。

○喜屋武力委員 あと2つ残っているということですね。

○高良亨港湾課長 あと4つのうち、今3つ、1つ、一番北の肝高橋はもう終わっておりまして、必要な耐震補強については2橋ございます。2橋のうちの一番南が終わっていますので、今2番目の。2分の1を事業中というところで残りは1橋というところでございます。

○喜屋武力委員 耐震補強するのはいいんですけどね。避難するときに、橋が少なくて、ここから出られなかったということなんですよ。やはり歩いてでも渡れるような橋とか、やはり乗用車が通れるぐらい、トラックじゃなくて、通れるような橋を架けることは、考えているんですか。

○高良亨港湾課長 現在、中城湾港の港湾計画ということで位置づけていまして、今現状としてはこの4本ということになってございます。避難については、そういう状況も地元うるま市、沖縄市のほうも確認してございまして、さらにこの新港地区内に立地している協議会のほうからも話は聞いてございます。

その辺りは、その実態を確認しながら、このうるま市、沖縄市と連携しながら、今後の方策等々、ちょっと意見交換をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○喜屋武力委員 津波に対しては、両市が策定するのが重要と聞いていますが、県はこの両市に対する津波避難対策と連携して取り組むとありますが、県の支援といいますか、それはどのような支援がなされるのか、それについて、最後に伺います。

○高良亨港湾課長 現在、昨年度から進めてございますが、うちの港湾課のほうからうるま市、沖縄市のほうに、担当部署のほうに出向きました、その辺りの考え方、あとは地域防災計画、その辺りの方向性、さらにこちらが出島だよというところで今意見交換をしていますので、その中において、今後県の役割とかその辺りも見えてこようかと思っておりますので、昨年度のほうから、両市に関しては、津波避難、防災に関しての意見交換を始めたところでございます。

○喜屋武力委員 ぜひこの地域で働く人たち、こっちから避難する人たちは、この工業団地にいる人たちだけじゃないんですよ。低地帯にいる人たちも合わせたら、もっと7000名どころじゃなくて、1万人以上の人人が上に上がってくるんですよ。そういうこともありますんで、できれば隣近所に高い建物を、そこに避難できるような建物も、市と話し合って、もう自分の命を救うんだつたら高いところに逃げなさいという、こういった話も出して、県から指導しながら、こういった建物を供給してくれる人に対しては、やはり何かあげるとかね。得点をあげるとかね、そういうことをすることによって、考え方も違ってくると思いますんで。ぜひこの対策については、低地帯に住んでいる人たちの対策については、そういうことを考えなければ、どんなに道を造ろうとしても難しいと思うんですよ、避難道路は。そういう建物に避難することによって、人の命が助かるということがありますんで、ぜひこういったことも念頭に置いて考えて、それをお願いします。

終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 寒くなってきましたので、スピーディーにやりたいと思います。

南城市関係から、41ページからお願いいたします。陳情令和6年第124号ですけれども。先ほどもありましたけれども、この南部東道路事業について用地取得の状況、各区間の進捗状況を伺います。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

南部東道路につきましては、今全体の進捗率が事業費ベースで令和6年度末時点ではございますが、約58%となっております。用地の取得面積は、面積

ベースで、約89%となってございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 難航している収用の手続をされている箇所について状況を求めるます。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

南城佐敷玉城インターから南城つきしろインター区間、区間4で進めておりました2件の土地収用手続につきましては、令和6年度に1件の収用裁決が出されたところでございます。残る1件は現在も審議中であり、引き続き収用委員会の取組状況を注視していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 区間4のほうが決まったということで理解してよろしいでしょうか。

○砂辺秀樹道路街路課長 そのとおりでございます。

○瑞慶覧長風委員 それに伴って、今区間4の進捗状況をどのような整備に着手しているか、状況を伺います。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

区間4につきましては、現在、南城佐敷玉城インターインジ橋の上部工を今施工しております。あと道路改良工事にも取り組んでおりまして、道路改良につきましては、現在3件の工事を進めているところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 土地収用の憂いがなくなったということで、区間4も進んでいくと思いますけれども、この暫定というんですか、供用の見込み、区間4に関してでよろしいので教えてください。

○砂辺秀樹道路街路課長 見込みですけども、用地、まだ収用手続がまだ整っていないところもございますので、ちょっと明確にはお答えできませんが、できるだけ早期に供用開始をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 区間4でも、まだちょっと収用が残っているということですね。承知しました。引き続き早期に進めていただきますようお願いします。

次に101ページの陳情第52号について伺います。この中城湾港の新開地区の護岸整備に関する市との調整状況の進捗をお伺いいたします。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えいたします。

今中城湾港の新開地区なんですけれども、今南城市さんの要望として、護岸の天端の高さを低くしてくれないかという要望が出てきております。それに向けて市と調整しつつ、この検討の業務を、今発注準備を進めておりますので、業務契約しましたら、南城市も含めて、また調整を進めていきたいと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

南城市が望む形を基にして、検討の調整をされていくと思いますけれども、今後も対応をお願いいたします。その認識でいてよろしいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 護岸の高さについては、どうしても高潮の波の高さとか、その辺の基準がありまして、高さを抑えるにもやはり限度があります。ただ抑える手法というのはいろいろありますので、その辺も市と調整していくながら、どういう形が取れるのかとか、その辺もちょっと業務の中で検討していけたらなと。ただ今の高さでの護岸の整備というのは、ちょっと厳しいかなと思っています。その辺も含めて、ちょっと市と調整させていただきたいと思います。

○瑞慶覧長風委員 ぜひよろしくお願いします。

次に少しページを戻って65ページの陳情令和6年第183号、軟弱地盤最深部に関する調査ですけれども、このB27地点付近でのボーリング調査について、結果資料は県に提供されましたでしょうか、伺います。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

土質調査に関してですけれども、8月時点で沖縄防衛局に対しての土質調査の終了を確認しておりますけれども、まだ調査は終了していないとの回答がありまして、こちらにはその調査結果のほうは提供していただいている状況で

す。

土質調査の終了がまだということで回答をいただいておりまして、ですので県のほうに土質調査の結果というのは提供いただいている状況です。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 終了した場合に、県にいただけるということで理解してよろしいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 土質調査の内容については、必要な事項だと考えておりますので、その調査結果の提供を沖縄防衛局のほうに求めていきたいと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 しっかり求めていただきたいと思います。

次に120ページお願ひします。先ほどからある陳情第112号の海砂利採取の規制に関してですけれども、ちょっと確認ですけれども、この海砂が採取されている現在、全国の自治体において総量規制すらされていないということは沖縄県だけということで、事実確認よろしいでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 禁止していない4県というのがあります、そちらが鳥取県と島根県と長崎県と鹿児島県の4県となっております。

○瑞慶覧長風委員 禁止とともに総量規制はその自治体はされているということでしょうか。禁止はされていないけれども。

○又吉一誠海岸防災課長 先ほどの4県のうちですけれども、長崎県と鹿児島県は総量規制を実施しております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 では残りの2県は何も規制されていない、沖縄県同様に何も規制されていないことでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 そうなっております。

○瑞慶覧長風委員 承知しました。例えば、新垣光栄委員からもありましたけ

れども、全面禁止に踏み切った県外の事例においても、建設骨材の代替材確保の方針を策定した上で、禁止を実施しているというふうに思うんですけれども、県はそのような事例をどのように収集して生かしていく考えなのか伺います。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

先ほどもちょっと答弁させていただいたんですけども、他県に比べまして、沖縄県では海砂の、骨材としては、利用不可欠な材料となっておりますので、ただ、海砂の使用をある程度制限するとなつた場合に、代替骨材を利用した場合に、建設資材の高騰とか、コンクリートの品質とか、品質をまた維持するために単価を上げたりとか、いろいろ影響が出てくるとは思います。その辺の影響も、その関係者等々、有識者等々と確認しながら、必要な調査はまた他府県のほうに調査をかけて、どのような対策がされたのかとかできたのかとか。その辺の内容も参考にしながら、海砂利の規制に関して、どのような方法が有効なのかというのを検討していきたいと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 代替の骨材に関しては、県外に今調査をもう既にかけているということで、理解してよろしいですか。これからですか。

○又吉一誠海岸防災課長 全てではないんですけど、一部調査はかけております。また委員会等々の中で、必要な調査が出てくれば、また調査していきたいと思います。

失礼しました。代替骨材の調査自体を、本格的にやつたわけではなくて、ちょっと一部の状況を確認した程度となっておりますので、今後検討委員会等々の中で検討していく、必要な調査があれば実施していきたいと思います。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 承知しました。

この次、ページめくつて121ページの原因究明という言葉も処理方針にありますけれども、今ちょっと確認で、沖縄島において、海砂採取の実施場所をお伺いいたします。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えいたします。

まず伊平屋島沖海域とか伊是名沖海域、国頭村の西沖海域とか大宜味村とか

古宇利島海域、国頭村、東村沖の海域、名護市東の海域とか、伊計島沖海域。あと糸満沖周辺で許認可等を行っております。すみません。あと慶良間の前島沖とか。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 海岸侵食が進行している地域ということも、この沖縄島、今この採取は沖縄島の主に北部ですけれども、海岸侵食が進行している地域も、沖縄島の北部地域ということによろしいでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 海岸侵食が具体的にどこというのが、今私どものほうで、完全に把握しているわけではなくて、一部北部の海岸の地域で侵食しているところがあるというのを承知しております。

ただ、逆にその砂が移動して、堆積しているところもあるということで、砂の移動が起こっているというのは確認している状況です。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 しっかりと調査をしていただきたいと思うんですけども新垣光栄委員とも重複しますが、現在護岸であったり、国道であったりも影響を受けております。

私も先日現場を確認して、かなり崩壊だったり、道がゆがんだり沈んだりというのも確認しましたので、環境もそうですけど、インフラという面においても、早急な対策が求められると考えますけれども。国交省の資料でも、先ほどありましたけれども、沖縄島北部地域の海岸侵食原因に海砂利採取によるものということも示されております。

今後県が関係省庁と連携しながら、海砂採取後の影響評価に関する調査と手法の確立であったり、根本的対策というものを実施していく考え方を改めて伺います。

○又吉一誠海岸防災課長 委員御指摘の国交省の資料に関しては、資料があることは承知しております。この内容につきましては、報告書の内容については、ちょっと根拠のほうを私どもが持ち合わせておりませんので、この内容についてどのような内容かとのちょっと確認できていないところなんですが、この侵食に関してはこれまでも答弁しておりますけれども、台風来襲とか気候変動とか、もちろんもしかしたら採取の状況もあるかもしれないんですけども、いろいろ要因があって、具体的にどの状況で海岸侵食が起こっているとい

うのが、まだ私どものほうでも把握はできていない状況ですので、今後有識者等と意見交換していきながら、場合によってはこの委員会等の中でも議論していきながら、海岸の保全に対しては、関係市町村とも連携しながら、対策等保全に向けての取組は進めていきたいなと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 委員会もなかなか立ち上がらないという状況の中で、委員会が今後設置されて、初めて現場も確認をしていくのか、もう既に県としては現場をしっかりと確認していくのか、その辺りいかがですか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

この具体的な細かい議論とかは、委員会でやっていくとは思いますけれども、その前にできる調査、例えば今航空写真とか、その辺の状況を収集しながら、浜の変化がどの程度起こっているかという、細かいところというよりは全体的な、過去の状況も見ながら、どういうふうに変化しているかというのを必ずしも委員会が始まってからとかではなくて、並行しながら、できる分は進めていきたいと思います。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 地域住民にとっては、いろんな死活問題でありますし、沖縄県の貴重な自然が失われていっているというような状況もありますので、県はしっかりと、もう調査、把握はするべきだと思いますので、そのことを求めて、この質問は終わります。よろしくお願ひします。

最後に、135ページの陳情第151号について、136ページについてですけれども、観光振興課の処理方針に關係して、市町村であったり各種団体、市民からも要望の多いこの沿道における景観整備については、この処理方針でも宿泊税と新たな財源の確保に努めるとありますけれども、今後新設される宿泊税の使途として検討していくものなのか、見解を伺います。

○大城陽子観光振興課班長 宿泊税については、5つの使途項目に沿った取組に活用することを想定されておりますので、この事業につきましても、宿泊税の活用という可能性はあると考えておりますが、どういった方向性で今後土木建築部と連携しながら取り組んでいくのかというのを、ちょっと検討していきたいと思っております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 承知しました。

教えてほしいんですけど、例えば国道とかで、陳情で求められているような樹木を選んで植栽をするという場合は、どういう仕組みでどういう手続というのが必要になるのか。予算をつけた場合に。その辺りを答えられたら、お願いいたします。何か規程で決められているのか。

○安里嗣也道路管理課長 各道路管理者で、そういうものは検討することになるかと思うんですが、例えば県が管理している国道等については、これは調整して、宿泊税の使途について協議ができるんですが、例えば国が直轄で管理している国道については、これはなかなか、ちょっとこの宿泊税が使えるかどうかというの、なかなかちょっと難しいかなと、そこら辺はその管理者での判断が出てくるかと思います。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 分かりました。

その場合は、管理者とも調整して、よりよいこの沿道を造るための調整というものをしていただくと思いますけれども、それについても求めて終わります。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結します。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、明10月1日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 仲里全孝